

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
説明員は9月13日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月13日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。

全員協議会終了後には、第一常任委員会を開催し、委員会付託議案について御審議をいただき、その後、議会広報委員会の皆さんには、議会だより速報版の作成を行っていただきました。

9月14日、19日は、決算特別委員会を開催し、各課の決算審査及び現地調査等を行っていただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（中澤莊也君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、澤西省司君、山本信之君、野口直次君、杉山広充君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） おはようございます。2番、澤西省司です。通告に従い、一般質問を

行います。

昨今、ドローンの性能は著しく向上し、各分野でその利活用において模索が進んでおります。我が町でもその利活用において、町の利益につながらないかということで、ドローンの必要性和有効性についてお伺いいたします。

要旨として（１）ドローンの必要性を問う。

①ドローンの重要性和現状に対する町の認識を問う。

②近年、土砂災害が多発しており、近づけない場所の状況把握のために必要ではないか伺う。

③ドローンをいまだに購入しないのはなぜか伺う。

（２）ドローンの有効活用の模索について伺います。

①将来の話ではありますが、企画課、情報政策課、農林課、建設課、観光商工課の各課にドローンの活用方法を伺います。

②町の施設や、町内の公的・準公的事業所へドローンの貸し出しの可能性を伺います。

③役場内に災害対策本部を立ち上げたときに、庁舎内においてドローンからのライブ映像を見て指揮する可能性を伺います。

次に、川根本町全域において、鹿、それ以外の害獣の被害が１年中多発しております。そのようなことを背景に、森林環境譲与税の用途についてお伺いいたします。

要旨としまして、①平成31年度から森林環境譲与税が配分されるが、予想される金額はどのくらいか伺います。

②用途において、公益的機能の発揮として地球温暖化防止機能とあるが、その解釈をどう捉えているのかお伺いします。

③山間地の自然の恵みとともに生きる住民にとって、害獣駆除の意義について伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、澤西議員の質問にお答えをさせていただきます。

２点ございました。

まず、ドローン関係についてお答えをさせていただきます。

ドローンに関するご質問がございましたけれども、議員が言われるとおり、ドローンに関する技術革新は目覚ましいものがあり、その利活用の範囲も日々広がっていると認識をしているところであります。

全国の地方自治体におきましても、撮影、防災、宅配、測量等と、幅広い分野での活用事例が報告をされております。

当町におきましても、事業計画区間全景の撮影や、現地確認等にドローンを使用した情報

を活用しているほか、ドローンで撮影した画像を生かした情報発信も検討をしているところであり、今後、様々な分野でのドローンによる情報の活用を図っていくべきだというふうに思っております。

2点目の森林環境譲与税の関係でございます。

環境税の用途に関する質問でございました。

森林環境税及び森林環境譲与税は、平成31年度税制改正において創設されることになっており、現在はまだ仮称となっております。

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対する国税となり、税率は年額1,000円となっております。徴収は平成36年度からの予定であります。これによりまして全国で約600億円の収入が見込まれております。

森林環境譲与税は、平成31年度から借入金で財源を確保し、前倒しで譲与が開始される予定となっております。各市町村への譲与額ですが、私有林人工林面積並びに林業就業者数、人口により算出をされます。川根本町への譲与額は、平成31年度試算額約2,250万円で、段階的に引き上げられ、平成45年度からは約7,800万円になると見込んでおります。

この制度の要旨として、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図ることになっております。森林を構成している樹木には、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長しております。

この譲与税の用途につきましては、森林整備及びその促進に係る費用となっております。各市町村が独自に決定することになります。

本町では、林業振興対策協議会並びに林業振興基金運営委員会に諮りながら、森林整備の内容を詰めているところでございます。

事業の一つに獣害対策が考えられます。森林地への防護柵の設置や、食害防止チューブ等の被害防止、狩猟による駆除もありますが、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備も必要ではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、本町に有効な森林整備を進めていきたいと思っておりますので、議会の皆さんも御協力を重ねてお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、町長よりドローンの必要性ということで、現状のドローンの向上性とか、様々な分野で利活用が広く考えられて、町でも今後、利活用の検討といたしますか、将来大きな必要に迫られたときに、今後考えられるというような御発言をいただきました。

それで、この現状に即した話といたしますか、即というような話になるんですけども、土砂災害が現実起こった場合に、まず最初に、直後の被災状況の規模だとか、住民の安全確認などをいち早く調査できるのは、ドローンをおいてほかにはないと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ドローンの災害時の活用ということの御質問でございますが、災害時におけるドローンの活用におきましては、我が国においては、平成28年に起きた熊本地震での行方不明者の捜索、また、29年に起きた九州北部豪雨での道路閉塞地の流木の流出範囲の確認等に利用されたというものが、災害におけるドローンの活用事例の最初という形になっております。その後、全国で、不幸にしていろいろ災害が起きていることによって、様々な状況確認に使われていることは、議員おっしゃるとおりの状況でございます。

ドローンによりまして、上空から状況を確認できるメリットは大きなものがあるだけではなく、確認者の二次災害の発生危機の把握とか、安全性も図られるという効果があるとされております。

しかしながら、一方、消防庁が示す消防防災分野における無人航空機の活用に関する指針、いわゆる無人航空機、ドローンのことでございますけれども、この中で、土砂災害等への対応の際は、ドローン操縦者が近くに行けない、目視なかなかできないといった場所での操縦が求められるということは容易に想定されるということから、使用する機器については、自立飛行、GPS等を使ってプログラミングされた飛行ができるものを使う。もしくは、かなりの熟練した技術を持った者をもって対応するべきだという形の指針が示されております。

この際は、技術をもった事業者等の協定締結をして対応を求めることの有効性も高いというふうにされております。現に、周辺のドローン等を所有している市町においても、操縦の際は民間の操縦事業者と協定締結を結んでいる市町がたくさんございます。

町としましては、災害時におけるドローンによる情報収集においては、以上のようなことから、技術的に習熟した者、いわゆる専門事業者との協定を締結して対応していくべきというふうに考えております。したがって、現状では、周辺の測量会社とか、そういう技術、機器を所有している関係機関と災害時協力協定を締結して、災害時の協力関係の構築に向けて、現在調整中でございます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 九州の北部豪雨、そういった例を出して丁寧に御説明いただきまして、確かに専門的にやるとなると、いろんな免許とか規制があると思いますので、大変かとは思いますが、たまたま町にそういったドローンの関係の事業を持った民間会社があるところは、提携してやっておるということで、この町にはなかなかそういったものがないものですから、一部の民間等と提携すれば、今後何とかなるというお話をいただいておりますので、今後の状況とか展開において、そこら辺は考えてくれているということに理解しております。

それから、次の質問に入りたいと思います。

ドローンをいまだに購入しないのはなぜか伺う。

この質問はちょっと不適切な意味もありますので、内容を明確にするためにもう少し、この質問、単なる投げているような質問ですので、ちょっと具体的にお聞きします。

現在、ドローンを役場が所有していないのは予算的なものなのか。各課より、こんなことに使いたいから頼むという購入要請がないのか。現状では、利活用の観点から購入の時期はもう少し先ではないか、そのように考えているのか。その辺、お伺いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど申し上げましたとおり、町としてもドローンを活用した情報の有効性は大変高いと認識を持っております。現状においては、このドローンを使って活用した情報を得るために、町自らがドローン機器を購入して、操縦者を職員等から養成をして対応するよりは、町が必要とするドローンを活用した情報を専門業者に指示し、業者よりドローンを活用した情報を取得するほうが、有効性、効果性、経済性が高いという判断を持っております。

周辺市町の状況も確認しましたところ、やはり空飛ぶ機械ですので落ちると。そうするとなかなか維持修繕費は、機体購入費並みにかかる。高い機体は200万から500万ぐらいする機械もあるよという状況の中で、先ほどもちょっと申しましたとおり、専門の業者さんとタイアップして協力していて、職員も大変限定した職員に限られて操作をさせている状況を確認しております。

いろいろな面で様々なケースの活用が期待されるわけでありましてけれども、何はともあれ、情報の精度は高めたいというところから見ると、町の職員、限られた職員の中で操縦者を養成していったって対応していくということよりは、現状はドローンを活用した情報を民間から得るというほうが有効性が高いという判断で、購入に至っていないというところでございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに、正確な情報とか、いいものを得るには、民間の専門的なところへ発注して、その情報を買うといいますか、得るといいうほうが、現状レベルは高いと思っております。

この話をするに当たって、せっかくですので参考例として、大阪ではドローンミュージアムができていますけれども、これは私の思うところでは、ドローンメーカーのショールーム的はものだと思いますが、いずれにしてもドローンの業界は今後、裾野は広いと、いろんな分野で使われていくということが、メーカーは見ているということだと思いますので、ドローンの必要性に限っては、今後も広がっていくものだと思います。

そういうことで、次の質問に入っていきます。

ドローンの有効活用の模索ということではありますが、将来の話ではありますが、この町でもドローンの購入に至った場合、こういう活用ができるんじゃないかということで、私が五つの課にちょっと活用法を伺っておくほうがよいんじゃないかということで、その点で質問させ

ていただきたいと思います。

まず最初に、企画課課長から、もしあった場合のドローンの活用性をおっしゃっていただきたいんですが、お願いします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、澤西議員の御質問にお答えさせていただきます。

企画課ですけれども、御存じのように企画課では、総合計画の中の各分野にわたる総合的な計画を策定しております。そのような計画策定においては、特段、ドローンの活用は、現在のところありません。

ただ、今後、大きな計画のPRとか、そういう紹介、先ほど総務課長もありましたように、有効的な活用へは考えられると思います。あとは、やはり各分野における施策の実施について、ドローンの機能を生かした有効的な活用が考えられるのではないかと考えております。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

ちょっと聞くだけじゃなんですので、私のほうでも各課の皆さんにこういったらということで考えてまいりましたので、それはちょっと緩いんですけれども、青部の土地の利活用をドローンの上空の映像を見て、発想を広げていただくというようなことと、もう一点は、企画課の移住の促進で、空き家付近の上空を撮影しまして、移住希望者に周りの環境とか、道路へのアクセスなんかを、四つ、五つの空き家をドローンでぱっぱと見せれば、飲み込みが早いといいますか、わかりやすい情報提供になると思ひまして、簡単な映像でこういうのは済むということで、私の考えです。ありがとうございました。

じゃ、次は、情報政策課の課長、お願いします。

○議長（中澤莊也君） 澤西議員、質問の中で、情報政策課とか、農林課とかありますので、順次答えてもらうような形に。

○2番（澤西省司君） すみません、じゃ、そのようで、議長、よろしくお願いします。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 情報政策課では、広報部門を担当しておりますので、ドローンによる上空からの映像を新しい町の魅力発見につなげるという形も考えられますが、現時点では具体的な計画は持ち合わせておりません。

将来的にドローンによる撮影を必要とした場合においても、職員が自らドローンを操縦して撮影するというのではなく、専門的な業者に依頼、または委託しまして、完成された映像データを受け取るという形が効率的ではないかと考えております。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 農林課の活用について報告いたします。

農林課におきましては、平成29年から、向井地区、久保尾地区、壺町河内地区、八中地区で取り組んでいる中山間地域等直接支払制度の町の現況確認ということで、29年度から町内

の業者をお願いして使っております。今年もそれで確認をするということで、効率的には、時間的には半分以下で調査できるという結果になっております。

将来的には、森林の現況調査というようなことで活用できるかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 建設課のほうから答えさせていただきます。

購入は前提としておりません。現在、測量設計を外注した中で、業者がわかりやすい資料作成の目的で、ドローンを用いて全景の撮影等を行って、資料として提出してもらう場合があります。

ただ、新たな取り組みであるため、今後、技術的に確立され、業務として設計、その中に取り込めるような状況になれば、今後、あくまでも業務委託として活用は十分考えられると思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 観光商工課での活用についてお答えさせていただきます。

観光面におきましては、既にテレビ、また報道等では、夢の吊橋などの観光スポットや、新緑、紅葉などの情報発信としての活用があるかと思えます。また、観光キャンペーン用のPRビデオやパンフレットの掲載など、実用の活用となれば考えられると思えます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 各課より、今後こういうことに使えるという可能性をお話ししていただきまして、ありがとうございます。

私のほうも、聞くだけでは大変失礼になりますので、一応考えてまいりました。

情報政策課としては、やはり基本的には、ホームページなどに今までにないアングルでの写真に挑戦してアップしてほしいと。それ以外、各課といいますか、農林課、観光商工課、建設課においては、いざ必要になったときは、やはり民間のちょっとドローンを活用して、正確な資料としていただくという場面が非常に多そうなものですから、私の発想的には、役場内で個人自由に使いまして、簡単にイメージアップできたりなんだりというような発想で、今回、御提案しているところであります。

それから、情報政策課におきましては、ドローンを使って直接どうのこうのというよりも、町外の市町におけるドローンの有効活用に対する情報の収集を主な任務として、有効な事業があった場合に、各課にそれを紹介するというようなことにかかわっていただきたいと思えます。

次、農林課に対しては、先ほど言った説明と私が一つダブっておりますので、もう一つのほうをちょっと発表させてもらいます。

これは、車で通ると放棄茶園などがこのごろ多少目立つ、そういう傾向にあると思いますけれども、その先にあるとか、その杉林の向こうとか、この辺付近一帯どうなっているかということを見えるためにも、新しい放棄茶園の早期発見、今年、増えたなとか、そういった点で有効ではないかと考えております。

建設課に申しましては、非常に制度の高い情報が必要なものだとは思っておりますので、簡単な意味では、川の向こうの状況や、急峻でどうしても近づけない工事現場の進捗状況などをちょっとチェックに行くというようなときに役立つのではないかと考えております。

観光商工課に至っては、おっしゃられるとおり、通常宣伝に使うとか、ホームページにアップするにしても、正確でかなり相当レベルの高いものでないとあれですので、専門業者に頼むというのはいたし方ないと思っております。

一般に各課で使うというような話の中で、一つの、観光商工課に対する参考例といたしまして、NHKの情報ですけれども、例えば岐阜県飛騨市では、スキー場を7月から10月まで、当然使っていないときです。まちおこしの一環で無料開放して、ドローン愛好家を観光客として呼んで、宿泊施設や道の駅などの地元の施設を活用してもらおうと。そういったような、直接ドローンを使うという話じゃないですけれども、ドローン関連で、そういう観光課的なほうではいろんな発想ができるという例がありましたので、ちょっと報告させていただきたいと思っております。

じゃ、次の質問まいります。

②町の施設や町内の公的・準公的事業所へ、ドローンの貸し出しの可能性を伺いますという質問がありましたけれども、この質問は現状意味がなく、ないはずのドローンを貸し出す可能性では、答えるにも答えようがなく、行政の皆様にお迷惑をおかけしたということで、今回この質問に至った内容を説明いたしまして、おわびさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

こういう質問に至った理由ですけれども、9月の決算のときに、町の税金が補助金とか委託事業といった形で使われていたので、森林組合とか、社会福祉協議会とか、キャンプ場などといったところが、ドローンを借りられたら都合がいいじゃないかと思ひ、一番わかりやすい例をちょっと言いますと、キャンプ場などがドローンを使って、美しい上空からの写真を撮ると。イメージもいいものですから。これはそういった人たちに何とかドローンを貸してやる仕組みをつくれれば、これいいじゃないかということで、ちょっと宣伝の意味で思い込み過ぎまして、結果的にあり得ない質問になってしまい大変申し訳ないということで、この場をかりまして深くおわびいたしたいと思ひます。大変申し訳ございませんでした。

といったようなわけで、この質問はちょっと飛ばしてと伺いますか、次の質問へ行きたいと思ひます。

役場内に災害対策本部を立ち上げたときに、庁舎内においてドローンからのライブ映像を見て指揮する可能性を伺います。

台風などの暴風雨の中では、ドローンを飛ばす環境ではないが、過ぎ去った後の被災地を、いち早く上空からの映像や写真を見ることで現況把握ができるということで、すごく役立つと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 災害時に災害対策本部において、災害状況の確認、把握、共有に、上空からの映像が活用される可能性は大変高いというふうに考えます。当然、状況を確認、把握、共有できることにより、災害対策本部より各種関係機関等への対応要請などの指示、活用が期待をされます。

上空からの被害状況の把握におけるドローンの可能性という御質問でございましたけれども、その被害の状況にもよるところではありますが、大きな災害になりますと、現状では、県、静岡市消防局が所有をしているヘリコプターからの映像が、瞬時に町においても活用できる、受像できるという形になります。ヘリコプター映像のほうが、当然のことながら、ドローンより映像が広くて効果的に状況を確認できるということもございます。画像の安定性等の有効性からも、ドローン以上に効果が高いというふうに考えております。

しかしながら、小規模の災害等においては、ドローンの画像で、ある意味状況の確認ができるといったものも想定をされます。そのような場合については、先ほど申し上げましたとおり、現状においては、関係機関、協力機関等をお願いをして、画像を撮って、その画像を見せていただくという形で、次の対応指示につなげていきたいという形を考えております。

よく今回の北海道の地震の際でも、国土交通省の画像というものがアップされますけれども、国土交通省も全て国土交通省が撮影しているわけではなくて、国土交通省が委託をした業者が撮影した画像を使っているといった事例もあるというふうにも確認をさせていただきました。

町におきましても、今後のドローンの有効性を十分調査、研究しながら、活用に向けても検討、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） おっしゃられるとおり、大きい災害が近年続いております。そのときには、私たちがテレビでヘリコプターからの状況、正確で安全だし、広範囲にわたって調査するというので、非常にヘリコプターは有効であります。今、課長言われたように、小規模の場合においては、やっぱりちょっと今後活用がという意見をいただいております。

当町でも、以前、停電になったときのお知らせはどうだというような感じの、議員よりの発言が出ましたけれども、参考例といたしまして、和歌山県白浜町では、やはり地元の民間企業と協力してということで、やはりここでも地元の民間企業との協力は欠かせないようですけれども、災害対策にドローン活用を始めたということで、パソコンに文字を打ち込んで、そのドローンが孤立集落に、停電とか、断水情報を拡声機のように上空から言葉によってお

知らせするという点で、停電なんかの場合も非常に有効だということで、小規模、小さな災害、停電なんか、特に部分的に孤立集落が出て停電になっているというときには、そこへの連絡事項、直接そういうことができるんじゃないかと思しますので、そこら辺の活用はどうかという点で、ちょっと御意見を伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 上空からの拡声機の放送については、ドローンの活用については、様々な研究等もあることは承知をしております。町内におきまして、停電等で、かわねフォン、もしくは屋外子局での放送が難しい場合においてという形の対応の中では、その状況にもよるかと思いますが、現状では、町が所有する広報車等を活用するという形で対応をさせていただいております。

先ほどの台風の時も、運悪く停電と浸水区域が重なった部分もございます。その対応についても、まだ幸い屋外子局が稼働しておりましたので、屋外子局からの放送のみならず、広報車を出して放送、伝達に努めたところでございます。

様々な方法を通じる中で、町として情報伝達には図ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

最後に一言。ドローンがあれば、新しい想像がかき立てられ、新しい発想が生まれる、そういうことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

森林環境譲与税の使途について伺います。

先ほど町長より、国税、一人1,000円で34年から徴収が始まるということで、600億円近い規模でという金額に対するお答えをいただきました。前倒しで、31年、来年度から2,250万円、このように金額がこの町に交付されるということを具体的におっしゃっていただきました。

それから、公益的機能の地球温暖化防止に対するということでも、二酸化炭素吸収というように、今後、林業振興協議会とのいろんな使い道ということで相談して、今後決めていくという意見をいただきました。

その中で、やはり森林環境税の大義として、地球温暖化防止機能というものがあるように感じられ、その中で、山間地エリアの住民への意義として、国土保全を兼ねた災害防止であり、都市部の住民への意義として、水源涵養機能だと思います。

川根本町が水を蓄え、その水を都市部の皆さんが使うという構図は、大井川の流れのようにこの先ずっと変わらないとすると、森林環境譲与税はまだ足りないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 県で試算をしたわけですが、川根本町、31年から2,250万円とい

うことで、県内におきましては、やはり森林の面積も人口も多い浜松市が1億2,000万ぐらいということで、森林のない吉田町にも配分されるということになっております。山が全くない市町にも配分されるという仕組みになっております。山元の川根本町としては、もう少しいただいて森林整備をやりたいということで、もう少しいただけるものなら整備費用に充てていきたいなど。将来的には、森林のない町から引き受けて整備をするという方法もあるかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。私も全く同感で、この川根本町は、静岡市、浜松市に次いで3番目に広大な森林を持っているということで、いただける今回の2,250万ではちょっとしか整備ができないということで、今後、ますますアピールして増やしていただきたいと思っております。

森林環境譲与税は、森林を守り、管理してくださいということだと思います。森林を守るには林業家を守り、林業関係者を守り支えるためには、山間地の自然の恵みとともに生きる住民の小さなエリアを守る。これこそが森林環境税の生きた使い方だと思っております。

森林環境譲与税の使い道について、市町に対してどのような内容の条件がついているのか。そういう点と、用途について分配方法など具体的に決まっているかの2点について、ちょっとお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 国が示す市町に対する用途ですが、市町村は、間伐や、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととするということになっております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そのような内容のものが、今回の森林環境譲与税についているということはよくわかりました。

来年度からの森林環境譲与税の使い道なんですけれども、私は今までにない、いわば天から降ってきたようなこの森林環境譲与税、イメージなものですから、全く新しいものに使ったり、まとめて投入したら町のためにいい結果が出るかどうかのような、実験的要素のある使い方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 先ほど町長述べたように、我が町におきましては、林業振興対策協議会と、林業振興基金という基金があります。その運営委員会の中で今、詰めている最中ですので、林業振興基金と森林譲与税の使い道を明確にしながら進めていきたいと、今後、詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今のお話ですとこれからだという話で承りましたが、以前、ナラ枯れの調査、対策について野口議員より質問があったと思いますが、県内3番目の広大な森林を持つ川根本町ですから、ナラ枯れの調査にドローンの購入は、森林環境譲与税の使い方としてぴったりじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 先ほどドローンの話、出たように、町で購入するというよりは、必要なときに業者に委託というほうが効率的な使い方かなということで、活用できるなら活用していきたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そうですね。先ほどから使い方のところで、現状では業者と協力してといいますか、委託、依頼して状況を調査してもらおうというような局面が多いというふうに承っております。今後のそういったところで、自分で新規に買って、やるんだという意気込みのもとに、そういうことを願っての私の質問でありました。

この町は、今、鹿をはじめとする害獣に大変な被害に遭っております。町内は34地区ございますが、被害に遭っていないところはほとんどないと思います。住民の皆さんは被害のことはすごくよくわかっているんです。実際に全滅だとか、隣近所でひどい、ひどいという話、きのうも猿がいた、鹿がいたという話は本当に日々聞く話になっております。

害獣捕獲にかかわっている猟友会の人たちの苦勞を、私を含め、やっぱり住民の皆さんよく知りません。直接頼まれるようなこともあり、その中においては、自分の仕事を調整しながらの猟は、趣味や道楽といった域を越えて、今ではボランティア活動そのものだというのが、そういう猟友会の人たちに対する現状だと、私は理解しております。

それで、銃の厳しい管理など、しかも警察から問われていることなどを含め、猟友会の現状やちょっと実情に触れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 本日の澤西議員の資料、つけていただきましたが、このようなことで猟友会の登録者数ということですが、平成29年度で63名が猟友会員、このうち鉄砲、猟銃を持っている方が37人ということで、過去に比べて、毎年、高齢化と減少という状況になっております。特に、銃を持つ方、新規の方がここ最近はいない状況です。町のほうで免許に対する補助制度をつくったわけですが、わなを取ってくれた方は7人いるんですが、銃を取ってくれた方はいないという状況です。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

銃を持っている人は、非常に警察から厳しい管理を問われておりますので、そういったプレッシャーもあり、なかなか新しい人が増えない。銃を持つことだけでさえも大変だという状況があるということをお聞きしていますので、今後、猟友会のほうへも何らかの対策を打たなきゃいけないという思いでありますので、今こそ何らかの対策を打つというようなお考え、そうしないと猟友会が今後なくなってしまうんじゃないかということで、今後の対策を何かお考えでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 先ほど、免許取得に対する助成制度はつくったんですが、なかなか手を挙げてくれる人はいないというような状況です。他市町におきましては、有害鳥獣駆除実施隊というものをつくって、町の職員、市の職員、農協の職員とかが行って、免許を持っていない人と組んでやっているところもあります。そのようなことで、取り組んでいくか、新しく若い人に免許を取ってもらう制度を何か考えていく必要があるかなと思っております。以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） この対策は、生半可なことじゃなかなかできないと思うんですよ。銃を持ってやるということの大変さというのは、なかなかやってみない人にはわからないぐらいの厳しい現状があると思うんです。もしこのままいって、猟友会がこの町からだんだんなくなってきちゃいますと、町外から猟師を呼ぶようなことになれば、莫大な費用がここでまたかかると思います。そういうことはもう明らかですので、やはり猟友会存続は、町のキーワードだと思います。

ここで、ちょっと資料で説明したいのですが、ニホンジカとある一番上の表ですけれども、これを見ていただきたいと思います。

平成24年度、ニホンジカは210頭です。25年度が256頭、26年度は323頭、27年度は311頭、28年度は329頭、29年度は337頭。順調に鹿は増えております。その間もこのように捕獲数は増えているわけですが、実際、猟友会にお尋ねしますと、最近、鹿はすごく目につくと。捕っても目につく。

イノシシですけれども、これまたちょっと特異な変化で、平成24年度は189、25年が160、26年が235、27年は125、28年度は233、29年度は199と、24年度から下がったり増えたり、下がったり増えたり、また下がったりと、余り変化がないような動きで、この辺のところはどういったものかなということでもありますけれども、これに比べれば、やっぱり森林破壊、著しいニホンジカの増加は、今後、森林環境譲与税を使うことは理にかなっているということで、私は感じておりますけれども、鹿は全てスギ、ヒノキの新芽はもちろん、樹木の皮とか、最近、川根本町、非常に売り出しておりますゆず、ミカン、ブルーベリーなどの花などもみんな食べてしまうという。とにかく山から里山の近くまで全て食べ尽くすのが鹿だと思いますので、森林環境譲与税を使うことは理にかなっておると思いますが、この辺に関してははい

かがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 議員おっしゃるとおり、獣害対策も森林環境税も使途の一つということで考えています。それから、里山対策ということで、今、山と畑の境がなくなってきた、昔は、明るい山との境があったのが今ないということで、そちらも進めていこうということで、今、事務局のほうでは案を出しております、次の会議に提案したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 森林環境譲与税を使うということは、共通認識として今、課長からのお答えがありましたので、ここでひとつ同じ方向に向かって何とか少し行けるんじゃないかということで、さらに質問を続けていきたいと思えます。

私は、報償金と捕獲数の関係で非常に期待するところがあります。鹿の捕獲数ですけれども、平成24年、見てもらいたいですけれども、210頭です。平成24年度までは、鹿は1頭5,000円の報償金がついておりました。25年度からは1頭1万円に値が上がっております。それで50頭ほど増えて、翌年度もまた70頭くらい増えているという。この報償金をつけたときの効果が、ここ1年、2年にわたって効果があったということが実証できたと思えますので。私、ここにちょっと期待するところがありまして、値上げする価値があると思えますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 鳥獣捕獲報償金について、他市町もほとんど出しているという状況です。金額的にも本町と同じ程度ということで、そこら辺、状況見ながら、また協議会のほうに諮っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

確かに値上げに対して諮っていくということで、参考ですけれども、春野町は浜松市と合併いたしまして、1頭当たりの報償金が少し上がったということを知っておりますので、これはまだ細かいところまで聞いておりませんので、参考程度でよかろうかと思います。

猟友会のメンバーの地区の現状についてでありますけれども、調査が中川根地区だけでございますけれども、中川根地区は15地区ある中、わなは12地区、銃の所持は14人、わなも銃も持っていないという地区が3地区、いよいよ増えてまいりました。こういった流れの中で、今後、地区に一人も猟師がいないというような地区は、その地区じゃ増加が増えるし、対策がなかなかうまくとれないということで、非常に私、心配しておりますけれども、今後、こういったことも話題の中にのるのでしょうか。地区に猟師がいないというような話なんですけ

れども、お願いします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 現在、猟友会の中でそういう声はまだ上がってきていないですが、それこそ近い将来、そのような状況が出たら検討していかなければならない課題と感じております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 猟友会のメンバーは63人おります。そして、銃を持っている人が37人という、これも行政のほうからいただいた報告でありますけれども。私は猟友会の存続を非常に危惧しております。問題は、非常にいろいろな問題が重なっているということが、いろいろ質問の中で猟師の方からもお話を聞いたということで、心配なんですけれども、これに関しては、いろいろ先ほどから農林課長とやりとりをしているわけですが、非常に実情にお詳しい農林課長の発言に対して発言するのはちょっと心苦しいのですが、これは、農林課の職員以外の職員とか、一般の住民に対して理解してもらいたいということで、私も一生懸命やっておるんですけれども、この問題の幾つもある中で大きな問題が二つ、大体、私は絞りまして、今後、ここを改善していかなきゃいけないと思っておりますので、この問題の一つ目として、銃保持者の少数高齢化という問題があります。

旧中川根では14人の銃保持者がおります。その14人のうち、犬を仕掛けて猟ができるという人たちはもう半分以下です。5年後は、高齢化により人数そのものが半分くらいが予想され、10年後には、旧中川根町の話ではありますけれども、一人か二人ぐらいしか、もしかしたら残らないじゃないかというような話を、直接、猟師の方から聞いております。旧本川根のほうは銃保持者23人おられるということで、本川根のほうでもやはり半分とか減ってくると、その先は旧中川根と同じような衰退の一途をたどっていくんじゃないかということで、私は大変心配しております。

もう一つでありますけれども、報償金が、年金と合わせて何とかやっていけるというレベルになっていないという点であります。これでは定年退職したときに、シルバーみたいところで働こうか、猟師をやってみようかといったときに、猟師になってみたいというふうに考える人は少ないと思います。今なら技術の継承は可能じゃないかという声もいただいておりますので、今がチャンスというような意味合いで、その点、もう対策をするなら今だなどということであると思っておりますけれども、そこの辺、課長、どうお考えでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 現状といたしまして、旧本川根地区が、銃を持っている方が23名、旧中川根が14名、それから本川根地区で3班、中川根地区で4班ということで活動をしています。今の澤西議員の御意見は、10月1日に第2回目の対策協議会やりますので、提案を上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

時間も非常に少なくなっておりますので、最後に、この調査を踏まえた上で対策として私なりの提案をいたしますので、ちょっとお聞きしていただければと思います。ちょっと大胆に発言いたしますので、そこら辺、ちょっとそこまではという感じもあるかとは思いますが、提案ですのでよろしくお願いします。

鹿とイノシシで1,000頭までを目標にします。理由は、平成29年度、鹿とイノシシの両方の捕獲数が536頭でしたが、減少傾向が見られないということです。報償金の大幅な……

○議長（中澤莊也君） 澤西省司議員、30分が過ぎました。手短かに要旨を説明して質問を終了していただきたいと思います。

○2番（澤西省司君） わかりました。

報奨金の大幅アップ、理由は保持者の新規獲得のため。次に、銃保持者だけの補助対策制度です。理由は、銃保持者の負担が、諸経費の面でも、精神的な面でも非常に大きいということです。補助金の内容ですけれども、上積み方式がいいと思います。銃の保持者で10万円、年間12頭以上で10万円、猟犬の保有で10万円、年間40頭以上で10万円、年間60頭以上の場合、町長の猟師認定ということで10万円の補助金制度を始めます。総額50万円に、鉄砲保持者には行き渡るという内容でございます。

それから、総額として私の計画では3,000万円ほど必要になっております、毎年。既に1,000万円ほど計上しておりますので、農林課として。残り2,000万を森林環境税を充て、今後3年間、鹿とイノシシが減少したかどうかを、それと、天から降ってきたお金が川根本町の地に広くしみ渡ったかを検証するテスト事業をお願いしたいと思います。

以上、私の提案です。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど議員のほうから、一つ、天から降ってきたような話があったんですが、実は、これまでの川根本町の議会の皆さんも全員で陳情していただいております。また、県下でも全市町が東京のほうへ行って陳情したという経緯があります。もちろん町村会も同じようなことをやってここまで来たというのが現況です。

この全国の森林環境交付税をいただくための期成同盟会、これの会長が山梨の早川町の辻さんが会長であるということなものですから、いろんな中で情報交換はしております。ですので、降って湧いたじゃなくて、これまでいろんな皆さんの努力があって、このような形になったと。もともとは環境省でもこれをつくろうという話もあったんです。しかし、結果的には、農林省がある程度主体になってこのような形になったということで、少し方向性は変わったかもしれませんが、一応、目的は達成して、このようなことになったということだけ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時10分からにしたいと思います。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時10分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、山本信之君、発言を許します。

○9番（山本信之君） 9番の山本信之です。

財政計画シミュレーションは、平成28年度から平成43年度について。

地方財政の危機が続いています。これまで地方財政の危機と呼ばれる状況が昭和の時代に大きく2回ありました。また、昭和30年前後の景気後退による財政悪化であり、昭和の大合併という対応が行われた。国の財政に余力があり、後の経済成長による税収、回復が可能だった時代でありました。

2回目の財政危機は、昭和50年前後のオイルショックを契機とするマイナスの経済成長によるものであったが、後の経済安定化によって地方財政は回復しています。

平成の時代に入ると、平成不況と言われる時期で、すなわち1990年代後半の金融危機が戦後の3度目の危機であります。これまでの比較から、今回の財政危機の特徴は、極めて長期にわたっていること、依存財源はあくまで依存であり、国の財政方針によっては暗転することもある。歳入の先行きが不透明な中で、歳出の増大といった状況を見れば、自治体の財政運営が今後さらに困難になっていくことは予想されます。

平成30年度予算において、鈴木町長は、地域主権改革、地方創生が進められる中、住民に最も身近な行政主体である地方自治体には、地域における自主的かつ総合的な役割を担う責任が求められ、また、川根本町第2次総合計画の2年目となる平成30年度は、人口減少対策や地域の活力創生を推進していくことが求められています。

その一方、鈴木町長は、町税や地方交付税の減収が大きいことから、将来に向けて身の丈に合った持続可能を予算規模にしていかなければならないといった状況にあると発言し、町の強みを生かすプロジェクト、人口減少の克服を目指すプロジェクトに重点を置き、平成30年度の当初予算を編成されました。これらの事業を好循環させ、相乗させながら千年先も続く川根本町を目指すという主旨の説明がありました。

財政計画シミュレーション、平成28年度から平成43年度の提示がされています。

予算審議の体制については、住民生活に直結するとともに、地方自治体の運営に決定的な影響がある政策であることから、議員がその審議に参加し、議会としての見地を示すこと。

その一方では、予算内容は包括的で総合的に検討しなければならないことと思います。平成29年度決算においては、物件費だけでも約4億円も差が出ています。かつて示された財政計画シミュレーションを町長はどう考察し、今後どう対応していくのか、方針を伺います。

○議長（中澤莊也君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、山本議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、議員の御質問にありました財政シミュレーションであります。直近では、平成28年11月に作成をしておりますが、近年の日本経済対策や地域主権戦略の動向、住民ニーズの多様化等により、大変不確定要素が多い状況でのシミュレーションとなっております。

このため、過去と比較し変化の大きかった近年における実際の決算とは乖離を生じる結果となっております。まずは御理解をいただきたいというふうに思います。

計画的な予算の編成や行政の推進は、言うまでもなく非常に重要なことですので、今後は向こう5年間程度の短期スパンにおける「経常的な歳入と支出見込みから、投資的経費に充当可能な財源は幾らあるのか。それを生み出すためには、経常経費をどれだけ抑制していかなければならないか。また、不足分は国・県補助金、起債が可能か」といった財政見通しを立て、地方財政運営に臨んでいく考えでございます。

これからもどうぞ御協力を重ねてお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。

9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、町税・地方交付税は毎年減少しています。

資料で町税と地方交付税の表があります。

平成27年度の歳入は、決算総額約80億円であることについては、平成43年には約50億円と財政計画シミュレーションでも約30億円を減少されることとされています。

町長からの地域主権改革、地方創生が進められる中、将来不安を取り除いていくとの方針であると説明がありましたが、こうした将来の不安内容をできるだけ取り除いていくことが重要であると思いますが、今後、どのような対策をとられるのか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町税・地方交付税についての御質問であります。

これらにつきましては、議員御指摘のとおり、今度は残念ながら町税、地方交付税とも減少していく見込みとなっております。

予算説明、決算説明等折に触れて御説明させていただいていることではございますが、町税の減少につきましては、納税者の減少による個人町民税の減少と国有資産所在市町村交付金、いわゆる長島ダムの交付金でございますけれども、資産の減価償却に伴って減収するといったものが主な要因となっております。シミュレーション上では、町民税（個人）が毎年

2%の減額、長島ダム交付金においては最大でありました平成25年から18年間で約2億円減少すると。年平均1,100万円程度の減額というふうに試算をしております。

地方交付税におきましても、特別な財政需要を補完する特別交付税が、国内他地域による災害等の特殊事情により大きく変動することから、大変見込みは難しいものがございます。地方交付税全体としては、普通交付税の合併算定替、これにつきましても従前から話をさせていただいているものでございますが、算定替が間もなく終了いたします。

また、交付税算定の基礎数値といえます国勢調査の新たなデータが採用されるようになります。これに伴います人口減少の影響が小さくないというふうに考えております。これらによりまして、今後大きく減少していくことを予想しております。これらが、今後の町の財政状況に大きな影響を及ぼすということは言うまでもございません。

一方、平成17年9月の合併から今日まで13年間、真に一つの町となるべく、積極的な行政改革、歳出削減とともに必要な基盤整備を進めてきたことによりまして、普通交付税の合併算定替という合併市町村に与えられた優遇措置期間においておおよその基盤整備が完了したというふうにも考えております。

今後、町の持続性を考慮すると、歳入規模に見合った歳出に戻していくということが大変重要であろうというふうに考えます。また、歳出削減のみならず、町の歳入増加につながる新たな事業展開の構築も必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、基金の調査結果について。

財政計画シミュレーションにおいては、基金残高は毎年減少しています。基金残高は、平成27年度から決算額が約37億円ありますが、平成43年度には約5億円と、財政計画でも約32億円基金残高が減っています。

地方自治体は自らの保有する基金について、その必要性を明確に説明する必要があると思います。今後、どのような対策をとられるのか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 保有する基金の必要性と必要額についてお答えをさせていただきます。

基金の中で特にプラスしてお話をさせていただく財政調整基金についての考えでございますけれども、財政調整基金については文字どおり、財政の均衡調整や突発的な財政需要に備えるためといった形でございます。大幅な減少は基金本来の機能が失われる可能性があるもので、留意する必要があるというふうに考えております。

いろいろ識者が述べられる中で、基金の保有額についての議論は各方面でされてきております。保有額は標準財政規模の1から2割程度が妥当ではないかという意見が主流を占めて

いるというふうに考えておりますけれども、人口が少なく財政力が乏しい当町のような自治体ほど、財政調整基金の果たす役割は大きいと。したがって、本町では、考え方としては少なくとも標準財政規模の2割以上は保有をしていきたいという考えを持っております。

参考までに、平成30年度の当町の標準財政規模は38億2,700万円でございます。その2割ということですので、7億6,500万円ということになりますので、目途としては8億円程度という財政調整基金を保有していきたいというふうに考えております。

一方、特定目的基金につきましては、それぞれの設置根拠条例にその目的や用途が示されておりますので、基金の目的に沿った取り崩しをしていくという形になるわけでありまして、新たな積み立てがこれらの特定目的基金においてもなかなか難しい現状がございます。決算の段階において、一般財源で補える部分は可能な限り取り崩しをしないという基本方針を持ってはおりますが、限りある基金を後世につないでいくというように大切に使うということも我々の使命であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 基金とは、やっぱり一般の家庭では貯金というものです。多くの団体が行革などによって経費削減により捻出し、地方公共団体は行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて基金を積み立ててあり、国の基金残高を理由に地方財政を削減することは妥当ではないと思います。

我が町も今後どのような対策をとられるか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の御質問ですが、基金残高が高いことを理由に地方財源を削減することは妥当ではないと思うがいかがかという質問でございました。という御質問に対しましては、全くの同意見でございます。

昨年度の国の財政諮問会議におきまして、地方公共団体の基金保有額が大きく増加しており、地方は余裕があるのではないかという意見が出されたように記憶しております。

全国の各市町におきましては、合併市町村は算定替終了後の財政不安に備えるものや、加速する少子高齢化による財政不安に備えるもの、特定の大きな事業実施に備えるものと様々であると承知をしておりますが、この基金残高が高いからといって地方財政措置を抑制するといった議論は容認できるものではありませんし、実際にそのような動きも現時点ではないと認識をしているところであります。

今後も、町と議会が一体となって地方の厳しい現状と保有基金の必要性を丁寧に訴え続け、理解を得ることが必要であると考えております。議員の皆様方におかれましても、今後とも御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、財政計画シミュレーション、平成28年度から平成43年度では、基金繰入金が平成30年度マイナス約1億3,000万、平成31年度はマイナス約1,000万計上されておりますが、基金繰入金はゼロではないかと思っておりますので、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） シミュレーション上に表示をされております基金繰入金にマイナスの表示があるということについての御質問でございますが、シミュレーションの原則の中で、不足分は基金繰入金に表示されるように仕立てをしてあったということからこのような表記になっております。不足が生じない場合、つまり余剰が発生する場合は、今回のようにマイナスの表示ではなく、議員御指摘のとおり、ゼロという形で基金の繰り入れといった形で表記すべきであるというふうに考えます。おわびしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

私は行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて基金を積み立ててあり、基金残高を理由に地方財政を削減することは妥当ではないと考えているところであります。

次に、公共施設には余裕施設がありながらも、現在検討していないが将来的に検討する必要性を感じていますが、町の安定的な税財政策基盤を確保する必要があります。今後、どのような対策をとられるのか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 公共施設のあり方についての御質問であります。本町に限らず、日本全国で公共施設の老朽化に伴う大規模改修経費や更新経費の負担が地方に重くのしかかってきております。国では、「新しくつくること」から「賢く使うこと」への重点的な転換が課題であるとしており、平成26年4月に全国の地方公共団体に対しまして公共施設等総合管理計画の策定を要請され、これを受けて本町でも28年度末に川根本町公共施設等総合管理計画を作成したところでございます。

この計画におきましては、町が所有する公共施設の全体的な保有量の適正化の方向を示すとともに、「新規整備は抑制をし、必要最低限とする」、「利用度の低いスペースの有効活用を図る」、「老朽化により活用が見込めない施設の処分」、「施設の集約化、複合化による保有面積の減」、「施設の目的に応じた地元や民間への譲渡」、「広域連携の推進」といった様々な観点からの内容となっております。

さらにそれらの方向性に基づいた施設類型別に今後の基本方針を記載してございます。今後の施設整備に当たっては、これらを大原則として、国が言うところのまさに賢く使うということを主眼に置いていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

例で、ウッドハウスおろくぼ運営について、平成29年度の年間集客人数は前年度より若干増加しているものの、年間656人と非常に少ない。今までは指定管理料は年間650万でありましたが、平成30年度は年間600万円の指定管理料であります。今後、指導、勧告通知に対して明確な改善が認められないときは、平成31年3月31日をもって指定管理の指定の取り消しをするように対応していただき、町民から質問を受けた際、現在の状況では説明できませんので、今後どのような対策をとられるのか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ウッドハウスおろくぼの運営状況についてお答えさせていただきます。

ウッドハウスおろくぼの指定管理期間は、現在平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間でございます。議員が申されるとおり、指定管理者制度の導入により民間の指定管理者によるノウハウを活用し、施設を運用することにより、サービスの向上、コスト縮減等に向けた様々な創意工夫がなされることを期待しておりますが、現況は、誘客数及び清掃、維持管理の不行き届きの状況が顕著にあらわれ、良好な管理運営ができない状況でございます。

協定書には、協定期間開始から3年間の施設の運営状況について検証し、当初の計画との間に過大な差異がある場合は、協議の上、協定期間の見直しを行う条項を付記しております。

また、地方自治法第244条の2、第10項及び11項により、指定管理者に対して施設の管理の適正を期するために改善等が必要な場合は、指導、勧告等の指示をし、管理の業務等の状況に関し報告を求め、勧告等の指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めての業務の停止を命ずることができるとなっております。現在までに業務改善につきまして5回の指導、勧告通知をし、改善についての指導を行ってまいりました。

これまでの改善指導により8月10日から雇用形態を改善し、夫妻を雇用して管理しております。8月につきましては、宿泊者241名と目標を上回る入り込み客がありました。しかしながら、数字だけではなく、清掃、維持管理を含め、この施設の本来の目的にそぐう集客とサービスの充実を図る経営努力が必要かと考えております。

今後の運営における対応でございますが、今年度で協定期間開始から3年経過いたしますので、施設の運営状況について検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、町の収益について。

川根本町は、水、砂利等の財産があります。これらの財産をもとに事業を起こし、雇用、収益に結びつけ、町の活性化を図ることが今後の課題ではないかと思えます。

以上のことについて、考えを町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町における収益事業の可能性についての御提案についてお答えをさせていただきます。

改めて申すまでもございませんが、大井川やその支流の清らかな水や、川砂利も議員の言われるとおり、町にとって貴重な財産でございます。しかしながら、これらをもとにした収益事業は、現状では様々な権利、制度上の問題から、町独自の判断で取り組むことは非常に困難な状況でございます。

一例を申し上げますと、川砂利に関しましては、川砂利の採取についてはその河川管理者によりその対応が異なり、国・県管理河川においては、砂利採取法第43条協議、河川管理者の許可を受ければ可能とされておりますが、近年、県内においてこの手続を行い、市町が砂利採取を許認可している事例はないということでございます。

また、町が河川管理者である場合は、町普通河川条例に基づき処理するという形になっております。以前、建築用骨材が大変高く取引されていた時期に、川砂利の需要の高い状況の際、瀬平地区の西又川、町管理区間でございますけれども、砂利採取事業を実施していた経緯がございます。最大で年間165万円ほどの歳入がございましたが、近年の川砂利の建築用骨材としての需要低下等に伴いまして、平成19年を最後に町としての歳入は途絶えております。

今後は今回の御提案を受けまして、国・県管理区間等に関しましても様々な方法での実現の可能性を調べてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、行政と議会の十分な役割について。

このような時代の荒波にもまれ、緊縮、再建という言葉でくくられるような自治体、財政運営の本来の姿は、財政規律の堅持を前提として、優先政策に十分な資源を配分することであると思います。

変革の時代における債務を減らしつつ、保有する資産を適正に管理し、次世代に引き継ぐことを目標にした自治体の財政分析の真価をここに求めたいものと思います。

予算審議の体制については、住民生活に直結するとともに、地方自治体の運営に決定的な影響がある政策決定であります。政策的な観点から適切な予算となっているのか、検討は必要であると思います。

地方自治体を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化、人口減少などに極めて厳しいものがあると思います。今後、議会は予算を決定する機関でありますので、事業計画の段階から議会と十分な意見交換が必要で、町長と議会が一体となって進めていくことは大切だと思いますが、町長に考えを伺います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） まず、今の御質問の中で、今後の町の財政運営に関する議員の考え方、御意見は同様の考えであるということを感じております。

今後、ますます厳しさを増す社会情勢に対応して、健全な町財政運営を図り、まちづくり施策をより一層推進していくためにも、全ての職員が財政状況をはじめとする町の情勢を正しく把握し理解した上で、間もなくスタートする次年度予算編成に取り組んでいくということは言うまでもありません。町の監査委員からも御指摘もございましたし、今回議員からもございました御意見・御提案を踏まえて、次年度以降の予算編成のみならず、今年度の予算執行においても、町財政状況を常に意識した町政運営を議会の皆様とともに推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

限られた予算で最大限効果的に住民福祉を実現していく努力が予算に集約されています。これらの活用方法について、今後検討していかなければならない。行政と議会が十分に役割を果たせるような体制整備が望ましいと思います。

以上で終わります。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど山本議員から質問並びに説明に間に合わせており、議会と行政、一体となって対応することが非常に重要だということの再認識をしたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩としたいと思います。

再開は11時05分からとしたいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（中澤莊也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 6番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものようにここに立たせていただくのは、町民、区民の支えがあつてこそ、皆様のおかげです。感謝しております。

全国的に今年は災害の当たり年です。幸いに当町、当地区では大きな災害もなく、ほっと

しております。近年は、四季の微妙なずれの中、今、発生している台風も油断ができません。それぞれの町民が危機意識を持って、気を引き締めて、当たり前のことが続くことを願って共通意識を持って、今後も防災に役立っていったらいいなと思います。

おぼろ月夜、日本語とはすばらしいと感じるきょうこのごろです。登山道の整備を町内外からボランティアで活躍していただく人たちのことも、きょうは取り上げさせていただきたいと思います。

今回は、大きく1点目は、青部駅周辺の利活用、今後の方向性を伺います。

(1) アイデア募集に至った経過と今後の進め方。

(2) 現時点において地元住民からどのような要望が出ているのか。そして、それらを町として把握しているのか。

(3) 土地の利活用の今後のスケジュール等、町はどのように考えているかをお伺いいたします。

2点目は、町内ハイキングコース、特に登山道の整備についてお伺いいたします。

定期的に巡回、整備等が行われているか。

近年、団塊の世代、若者等が山に関心が増加しているが、安全に対する啓発活動はどう考えているか。

以上、最初の答弁をよろしくお願いたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、6番、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

最初に、青部駅周辺地域の利活用策の検討に関して説明をさせていただきます。現在までの経過でございます。

青部地区の当該土地への埋め立ては、平成27年6月、青部集会所におきまして長島ダム貯砂ダム堆砂土砂の搬入のお願いと説明を青部区長様、区の役員の皆さん、地権者の皆様に行いました。その後、地権者の皆様方からご意見、要望をいただき、事業の実施に着手することが決定をいたしました。

埋め土後の土地利用についての検討は、平成29年4月に町関係各課による検討を始め、本年2月27日に青部駅周辺地域利活用検討委員会を設置し、7月17日、第2回委員会におきましてアイデアの公募を決定し、8月20日から10月1日までを公募期間としているところであります。

現在、町として具体的な利活用計画を策定していないこと及び多くの皆様から御意見を募ることをお約束しておりましたので、今回の形での実施としたところであります。

次に、地元の要望について把握をしているかとの質問ですが、青部区の皆様の御要望、御意見は、地区の説明会等に際して伺っておりますが、青部区長様には今後も御協力をいただ

き、取りまとめていただきたいと考えているところであります。

3点目の今後のスケジュールですが、今回のアイデア募集の結果を、第3回の検討委員会に示して、御協議をいただき、平成31年3月を目途に利活用の方向性を取りまとめていく予定であります。

次に、町内のハイキングコース、登山道の整備についての御質問がございました。

本町には、森林レクリエーション推進協議会があり、町、森林組合おおいがわ、中部電力株式会社静岡水力センターなどに加え、オブザーバーとして関東森林管理局大井川治山センター、静岡森林管理署、千頭山の会など10団体の組織で構成をされているところであります。

登山道の巡回、整備につきましては、毎年、年度当初の総会におきまして、静岡森林管理署、千頭山の会の方から登山道の情報を提供をしていただき、協議会の事業の中で整備できるものは対応し、静岡森林管理署、千頭山の会で自主的に整備していただけるものは対応をしていただいております。また、奥大井・南アルプスファンクラブの方にも、寸又三山を中心に自主的に巡回、整備をしていただいております。

今後も登山道につきましては、情報をいただきながら、町が早急に整備しなければならないものについては、優先順位をつけ、整備していき、軽微なものについては原材料等を調達しながら整備を進めていきたいと考えているところであります。

次に、登山者の安全に対する啓発活動でございます。

現在、エコツーリズム事業におきまして、ガイド付きの実践トレッキングツアーや登山ガイドの専門知識を習得するガイド養成講座を実施をしているところでございますが、今後も千頭山の会、奥大井・南アルプスファンクラブ、エコティかわねなどの関係団体の協力をいただきながら、ハイキングコース等の周知を図っていく必要があると考えております。

また、山開き、山の日などのイベント等でハイキングガイドやチラシなどを配布し、安全対策の啓発も図っていきたいと考えております。近年、登山来訪者も増加している中、新緑、紅葉など自然を身近にして安全に登山を楽しめるよう、今後も関係団体の御協力をいただきながら、登山道の整備を含め、啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 最初の質問に当たり、現在、埋め立て中、今後、完成後の利活用に向かい数年必要だと思えることを念頭に入れて、再質問をさせていただきます。

利活用委員10名の任期は、今町長が最初に答弁したんですが、1年でよろしいですか、1年ということですか。もう一回、確認いたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今の質問にお答えさせていただきます。

設置要綱では、2年となっております、最初の委員の方につきましては、平成31年3月31日までとなっております。

- 議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。
- 6番（野口直次君） ちょっと私、聞き間違えたかもしれない。一応、31年3月、今年度が今までの委員の任期ですか。
- 議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） そのとおりでございます。
- 議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。
- 6番（野口直次君） この事業は、当然長い、先ほども言ったように長く続く中で、その後、平成32年以降は新しい委員が出るのか、あるいはある程度今の10名の委員に上乘せするような形で継続的にやっていくかをお伺いいたします。
- 議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） 要綱では、委員は10人以内をもって構成するとなっております。それと、委員会につきましては、再任を妨げないということですので、各種団体から出る方もおりますけれども、再任は妨げないということです。
- 議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。
- 6番（野口直次君） 利活用委員会は、諮問機関としての位置づけになるのでしょうか。
- 議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） 諮問委員会ではございません。
- 議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。
- 6番（野口直次君） じゃ、この利活用委員会という主な目的をもう一度お聞きいたします。
- 議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） 要綱にも書かせていただいておりますけれども、青部バイパス完成後における青部駅周辺地域の利活用を検討するためということで、委員の自由な意見をいただくということで、設置をしております。
- 議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。
- 6番（野口直次君） 今後の課題となると思うんですが、最終的な取りまとめは、後の質問もしますけれども、どんなふうに出るのか、今の時点は考えておられるか、ちょっと確認の意味でお願い申し上げます。
- 議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） 最終的な取りまとめと申しますか、現在アイデアをいただいているということで、方向づけの意見をいただきたいと思います。
- 議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。
- 6番（野口直次君） 今回の委員の中に、民間金融関係者が2名入っておりますが、こういう時代の中でこの2名を選出した目的をもう一度お願いいたします。
- 議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） 今、全国的に地方創生ということでありまして、よく金融機関

地方創生部ということで、地域おこしということで積極的に取り組まれているというところで、いろんな情報また今後、町ではできない民間の力を入れるときによりまして、そういうときに金銭的なアイデアとかをいただけることを期待して委員に選出しております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変、今課長からお話の中で、やはりこういう人たちの新しい血というんですか、流れを今後もまた再任等を考えながらやっていただきたいと思います。
質問に入ります。

広くやはり、今のに重複して、広く相手を募集をするなら、今回の委員もやはり先ほど課長がおっしゃったような継続的に構成する必要があると思いますので、その辺ちょっとダブりますが、ちょっと質問にお答え願いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 議員おっしゃるように、案件によりましては継続的ということも考えておりますし、再任は妨げないということですので、会議の進捗により検討していきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） やはり私とか行政、また議員、一部の方はこの事業がやはり安定した造成してやるには、4年とか数字ははっきりしませんが、三、四年かかるということに対して、やはり少し町民に説明していく機会というのは必要ではないかと思います。また、この時期にアイデア募集とのタイミングを見ますと、非常にもう期待も膨らむ中で意外と早くできるんじゃないかということも思われる方もいますので、その辺の啓発というのはどのように考えておられますか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） アイデア募集につきましては、現在、埋め立てが進捗している中で、一体何ができるんだろうとか、将来こういうものができるということを踏まえた中で埋め立てとかがありますので、現在、アイデア募集をしているということで、決して早いとは思っておりません。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 非常にこのアイデア募集という中で、やはり既にもう現時点において、応募が既に多数あるか、またわかる範囲で結構ですので、現時点の応募がわかればお答えください。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、昨日までの状況でございます。

いろいろメール、ファクス、郵送、窓口へ持ってきていただいたという関係の中で、昨日までは30の方にアイデアをいただいております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 初歩的な関連の質問ではあるんですが、これは一人1名というか、一人1件の応募ということは原則になるんでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 一人1件ということは、特にうたっておりません。お一人で3件ほどいただいている方もおります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと、少し方向を変えて質問させていただきます。

青部バイパスのこの計画の段階でもう10年前ぐらい、ちょっと私、はっきり記憶ございませんけれども、島田土木事務所主催のワークショップが数回行われたと聞いておりますが、役場は意見の中で、私も聞き取り調査などでよく耳にしましたが、住民が道の駅の設置を要望され、その要望を行政も確認にされていると思われませんが、その点はどういうふうにご考えておられますか。そういう話はございましたか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） すみません、島田土木主催のワークショップ、議員言われるように10年前くらいかなということですが、ちょっとそのときの議事録等を見ていないものですから。ただ、今のアイデアの中で道の駅というような意見はいただいております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。それで、今私が思うのは、アイデア募集でも大変30件ほどの中と、やはり今までに地域とかにおいてこういうことをやっていただきたいという中で、この委員会ではアイデア募集とともに今までのことも検討委員会では同時に、何ていうんですか、検討の課題としているんですか。それとも、リセットとしてアイデア募集から始めるんですか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、第2回の委員会のときに、その以前から皆さんの御意見をいただくということで、比較的大まかなアイデア募集というようなことで、広く決まったようなこういう施設でこういいますと皆さん応募しにくいと思いますので、いろんな形のアイデアをいただいておりますけれども、広くいただくということでアイデア募集ということでさせていただいております。第2回の委員会においてもホームページ、あとはフェイスブックかな、いろいろな方法で募集をさせていただいております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私も平成28年の12月の定例会で、シンボリックな総合施設、多目的なホール、またこの原風景を大事にしたらという質問をいたしましたら、答弁の中でやはり町長は、川根本町の一等地になり得るし、また同時にどういう使い方がいいのかみんなで考えていきたいという答弁をいただきました。それが今のアイデア募集とつながっていると理解し

てよろしいでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それも踏まえて委員会での御意見もあって、広く募集をさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また、関連の質疑で悪いんですけども、やはり今企画課長が言っていたんですが、やっぱり地権者の土地を買い上げて、地権者たちの願いも含めて、やはり今町長も課長も言ったんですが、やっぱり十分時間をかけて審議し、委員会の任期も含めて課題を克服して、よりよい土地利用をお願いしたいと考えます。そのことを進めていかれるということの、先ほどの答弁で間違いはないですか。進めていくということによろしいですか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 当然ながら、地域にとって重要な開発ですので、青部につきましては皆さんの御意見をいただいて進めていくつもりでございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私もこの聞き取り、ちょっと自分なりに聞き取り調査をしたんですが、こんなことを例えば住民からしてもらいたいんですけども、自分たちがやるには年を取り過ぎたからなかなか提案、アイデアを出したくても出せないという言葉が印象に残った中で、やはり埋め立て造成した土地がいつごろから利活用できる計画を持っているかある程度、住民に時々説明をしていただいたらいかがかと思いますが、その辺の件をもう一度これからのスケジュールの中の町民の説明をちょっとお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 議員、再質問の念頭に言われましたように、土地の造成のほうですけども、現在、長島ダムの堆積土砂を運んでおります。国の予算の都合もありますけれども、あと、ものがどういうものができる、それによってまた造成の形も変わってきますので、これにつきましては、土地につきましては数年かかるのではないかと思います。

町民へのということで申しますと、委員会への議事録等、また議会への御意見、御説明等を通じましてしていきたいというふうに考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。私もちょっと聞き取りの中で、ちょっと町民というか住民も考えが変わってきたなと思ったのですが、やはりハードの面ばかりでなくて、自然とかそういう何ていうんですか、一例になりますけれども、ヘリポートとか多目的広場、防災広場、運動公園、昭和の村のタイムスリップとか、あるいは県下一のちびっ子広場、おもしろかったのは茶畑とススキの迷路をつくったらというふうに、意外と何ていうんですか、ハードというよりソフトということで、そういうことも少数の意見かもしれないですが出て

おりますので、このアイデア募集の30件にもいろいろある中で、本当に、中には何ていうんですか、コンビニとか、あるいは観光を含めた商業施設という中で、やはりもう年をとって、年というか年齢を重ねてやはりなかなか自分の動く行動が少なくなっている中で、身近に商業施設があればということも言った中で、もう私の聞く範囲では、本当に自然を生かした、やはり先ほど言ったように原風景というような形の意見もあったものですから、本当に皆さん、大学の教授をはじめ皆さん新しい知識を得た委員もいますので、時間をかけて検討していく中で、意外と自然を大事にしたいなという意見も町民の中で出たということをお聞きいただきながら進めていただきたいと思います。

次に、2点目の登山道整備についてお伺いいたします。

今年度、観光商工課は登山道の現状を知り、前向きに取り組み始めていただいていることに感謝し、今後も期待しています。

それを念頭にして、山好きな人たちが整備されて、山林が近年アロマセラピー、スポーツセラピー、またヨーロッパでは当たり前になっているそうですが、日本でも森林学として重要視されつつある中で、再質問をさせていただきます。

寸又峡の自然休養村跡地に建設された寸又峡観光案内所で、山の案内は行っているのか。誰が行い、1年間何日ぐらいの案内をしているか、お聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

寸又の観光案内所につきましては、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合の所有施設でございます。観光案内所といいましても、ゴールデンウィークまた秋の紅葉シーズンのみ案内をしている状況でございます。これにつきましては、観光協会が組合から委託を受けて実施をしております。山の案内につきましては、寸又三山等の案内はしているとのことでございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、南アルプス山岳図書館が、図書館の維持管理が厳しい中、多くのボランティアのおかげで運営されていて、山に関する図書、写真集、郷土資料など思い出っばいの約6,000冊の寄贈本があります。南アルプス山岳図書館はどのような位置づけか、また山の案内も行っているかをお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 山岳図書館につきましても、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合の所有施設でございます。組合で費用負担して、管理人を置いている施設でございます。また、この施設につきましては、南アルプスユネスコエコパークの情報発信施設でもあり、また奥大井・南アルプスファンクラブの方々の活動拠点にもなっております。そのような関係で、山の案内も含め南アルプスの保全等について推進をいただいているところ

でございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私もやはり寸又峡の入り口の山岳図書館というのは、非常に知っている方は知っているんですが、割合町民の方は知らないことも多いので、また皆さん、何かの機会に寸又峡へ行ったら、お風呂に入りながら、またこういう図書館の中を見ていただくと、非常に遊べるような状態になっておりますので、今後も山岳図書館というのを注目していただきたいと思います。

次に、川根本町全域にボランティアで整備している人たち、先ほど町長も言ったんですが、千頭山の会あるいは南アルプスファンクラブ、そういう人たちがやはり自分たちで保険をかけて、資材に事欠ける中で、手弁当でいろんな整備をして、登山するときには、町長もおっしゃった春夏は腰になたをつけて、行っているそうです。

川根本町は、近年登山道にかかわる予算の計上は、どのようになっているかお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 近年の予算状況ですけれども、平成25年度につきまして標識等の整備を行っております。それ以降につきましては、登山道の大きな整備の支払いはございません。

また、先ほど申し上げましたとおり森林レクリエーション協議会の中で軽微な整備については、補修等を行っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） その関連ですけれども、軽微な修理というのは、どんなふうかちょっと具体的に教えてください。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 軽微な修理につきましてですけれども、森林レクリエーション協議会の中では、現況調査も含め草刈り等の整備の費用でございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） この間に、やはり川根本町全域になかなかそういう軽微な点検保守はできているでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 点検の状況ですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、千頭山の会また南アルプスファンクラブ等の情報をいただいて、整備等の一つの情報にしております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。私はちょっとそれから一步進んで、やはり登山者も増えているし、また何ていうんですか、割合素人、私なんかも全く山のことを言える立場ではございませんけれども、登山には危ないなというような方たちがもう堂々と入っている中で、定期的に春、秋の登山道の巡回はやっているのか。また、その巡回を実施するガイドまたは団体はあるのかということで、ちょっと重複もしますが、もう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 登山道の巡回につきましては、やはり山岳関係団体、国有林では森林管理署、また千頭山の会、奥大井・南アルプスファンクラブなどに自主的に行っているところでございます。そのような関係で情報をいただいております。

また、定期的ということでありませうけれども、やはり登山は春・秋が多くなると思います。その前に、自主的に行っているところがございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ボランティアとか自主的というのは、大変言葉はいいんですけども、やはりこの段階になりますと、ある程度、ガイドや町がですが、団体に依頼して、定期的に登山道の調査、巡回をやっていただいて、無償ということはあれですが、その辺のくくりもちょっと私も山の素人でわかりませんが、ある程度もう予算づけ、先ほど言ったんですが、していくべきではないかと思いますが、もう一度その点を質問にさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 巡回調査等の費用等でございます。やはり議員申されましたとおり、本町ガイドブックに掲載しているコース等につきましては、情報確認のためにも年1回とは言わず1年置きとか定期的な調査も今後検討の必要があろうかと思います。

ただ、整備等必要なコースにつきましては、重点的に詳細な調査等も行っていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また、今後もそういうふうに進めていただければ、幸いです。よろしく願いいたします。

町長の答弁にもあったんですが、やはりガイド付きの体験登山とか今後登山するに当たって、ガイドたちも後継者不足も懸念される中、ガイド養成も必要と思われるので、ぜひ答弁にはありましたが、ガイド養成ということに重点を置いていただきたいと思います。その辺、また重複しますがご回答をお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ガイドの養成というお話でございます。

先ほどの町長の答弁のほうにもございましたが、エコツーリズム推進事業ということで、養成講座を行っております。専門的な知識や技術を習得するような講座を今年度も予定しております。また、体験登山を行っておりますので、それに随行して、そのガイドの案内等を習得するために一緒に登山のほうを随行していることも聞いております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 登山が増加しているという話なので、私が聞いたところだと大札山、山犬段なんかは年間約1万人の方が訪ねているとは言われているんですが、本当にこの町内の登山の方も増加しているのか、その辺を、安全に対する啓発活動を兼ねながらネットやチラシの配布を行っているということを先ほど言ったんですが、さらなる啓発運動はやっていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 今年度、山の日ですけれども、ユネスコパークの啓発品の配布等も行いました。場所については、寸又峡でございます。

そのような中で、山開き、山の日イベント等でガイドブックやチラシなどを配布し、安全に対する啓発活動も検討していきたいと思います。また、エコパークの情報発信施設等にチラシ等を置きまして、啓発も図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の質問の関連ですけれども、そのチラシ等いろいろなものの配布する予算はやはり一番出ている場所というんですか、予算を計上しているのがどこの項目というか、エコパーク等わかる範囲でお答えください。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） エコパークにつきましては、エコティかわねのほうへ委託している費用の中で計上しております。また、町にはハイキングガイドブックもありますので、そちらを施設等に置いて、啓発しているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 課長からお話だったんですが、やはり寸又峡観光案内所また南アルプス山岳図書館はもちろんなんですが、やはり静岡県の登山ハイキングコース120選、静岡県の教育委員会も推薦しております。町内9カ所が選ばれています。その中で、当町でやはりウッドハウスおろくぼ、安全を含め大札山、山犬段周辺の案内所的な役割を今まで以上に強化する考えはあるか、ちょっとお聞きいたします。拠点とするのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ウッドハウスおろくぼ等を安全に対する拠点ということで御

質問いただきました。

ウッドハウスおろくぼにつきましては、森林レクリエーション拠点という目的もございます。先ほど申し上げましたとおり、エコツーリズムの中で大札山、山犬段またはウツナン峠の縦走等ツアーを組んでおります。

そのような中で、ウッドハウスおろくぼを利用しながら、山の体験ということで一つの拠点として活用していければと考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 最後の質問になります。少し長くなります。

各担当職員にしてみれば、指定管理者、委託した事業の運営管理、また関連施設の状況等に対して指導監督はなかなかできにくい場合もあるのでは。長い年月の間には当然行っていると思うことができている事柄もあると考えられます。協会、NPO、協議会等複数の課にまたがる事業を受託していると、もの、人、資金等の流れがさらに懸念、心配になります。今後も事業内容、各施設のあり方等行財政改革を推し進める当町としては、課題に今述べたことが今後の課題になり得るのではないかと私は考えています。一例を挙げれば、高齢者がますます少子高齢化の中で公共施設、準公共施設の中にエアコンが整備されていない場所があると伺っています。山本議員も指摘されましたが、厳しい町の運営の中で、今後方向性、事業の根本的な見直し、時には修正も含め当然行政のみならず議員も町民も真摯に取り組んでいかななくてはならないと思いますが、町長としても今後の考えを、今私が観光と企画にお願いしたんですが、これは共通することですが、やはり今後の考えをお伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 全ての施設が初期の目的と相反するというような時代背景があるということも考えなくてはいけないなというふうに思っています。もちろん全ての施設が当初は地元へ還元するというような方針でやったものが、少子高齢化になって、それを受け継ぐ人がいなくなったというようなことも実はあったということがあちこちで散見されます。

そのように、時代背景も変わったけれども、行政も少し変わって指定管理というような形になったと。しかし、それが今果たして全て満足に機能しているかということ、全てがそうではないという中では、先ほど来、山本議員からも質問ありましたけれども、もっと適正に対応することが必要であろうということが将来の財政運営にかかっているという思いでおります。これからもいろんな形で御指導いただければと思っております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中澤莊也君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は1時半ということにさせていただきたいと思えます。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時30分

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君、発言を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 4番、杉山広充です。

通告に従い、一般質問をいたします。

最近、日本各地で少子化に伴う小学校、中学校、高等学校の再編、統合のことが大きな話題となってきています。近隣の島田市でも教育環境適正化検討委員会、県内の磐田市でも施設一体型小中一貫校建設検討委員会をつくり協議されております。このことは川根本町も同様で避けて通れないことだと思います。町の存続にかかわる喫緊の課題だと考えます。

昨年の10月以降、地域の人たちが教育のことに関していろいろな情報、思い、意見等、生の声を私に直接寄せてくれることが多くなりました。このことは、地域の皆さんが地域の教育に関して強い関心を持っていることのあかしであります。うれしいことです。

私に寄せてくださった地域の皆様の声の中から幾つかを紹介させていただきます。

一つ、子供が小学校へ上がる年に、近隣の町へ若夫婦で引っ越してしまった。大人数のいるクラスで勉強をさせたいということが理由らしい。

一つ、体育の時間や休み時間にドッジボールやサッカー、ソフトボールのゲームをやりたい。でも、人数が少なく楽しめない。

一つ、中学校の部活で野球部へ入り頑張りたいと言っていた子供が、地元の学校では人数が少な過ぎると言って、近隣の町へ転校してしまった。

一つ、1クラスの子供が少ないため、先生が目が行き届いていることは非常にうれしい。しかし、今後の高校、大学、実社会のことを考えた場合には、このことが逆に心配である。

一つ、これ厳しいことを言われました。学校は塾ではない。子供は子供同士のかかわりがあって学ぶ、そして成長する。これが学校である。

一つ、本町は移住定住対策に努めているが、その前に若者がまた子供を持つ夫婦が近隣の町へ出ていかないように、もっともっと考えるべきであり、頑張るべきである。

一つ、1日も早く小学校、中学校の再編、統合を考えてほしい。そうしないと家の孫が町へ行ってしまう。

一つ、川根本町の将来を考えて、徳山地区を文教地区にしたらどうか。そして、幼・小・中・高の一貫教育を実践し、強力に進め、川根高校の存続に努めたらどうだろうか。私は代々徳山には住んでいない。しかし、常日ごろこのように思っている。

一つ、一つの大きな建物の中に小学校、中学校をつくり一緒に学習することにしてはどうか。そして、地元の高校、川根高校との連携を密にしたらどうだろうか。

一つ、学校統合後にあいてしまった校舎は、福祉施設または文化施設等設置し、複合施設にしたらどうでしょう。

以上です。

これらは、地域の人たちの生の声の一部です。紹介させていただきました。

地域は、町は子供がいて、人が住んでこそ存在し、長く続いていくものと考えます。川根本町をなくしてはなりません。

さて、きょうは質問の機会をいただきましたので、大きく二つのことを伺います。小学校、中学校教育に関して。教育行政に関してです。

一つ目の、小学校、中学校教育に関することは、次の2項目です。

一つ、現在実施しているR G授業についての目的、メリット、デメリットについて伺います。

二つ目、現在の小学校4校、中学校2校での学校体制について、子育て世代の町民、小学生・中学生の保護者、町民の声の吸い上げを、いつ、どこで、どのように行うのか伺います。

二つ目は、教育行政に関することです。

次の3項目です。

一つは、川根本町の公営塾の現在の状況について伺います。公営塾に通っている保護者は、非常に喜んでおります。それに関して日常利用している生徒について、生徒の数について伺います。また、今年の夏休みに利用した生徒について、高校1年生から3年生、中学3年生、中学1年生、中学2年生について伺います。

二つ目、現在の教育委員会組織について伺います。

三つ目、8月に全国学力テストの結果が、全国そして静岡県とも公表されております。本町の結果、これ小学校6年生、中学3年生ですが、それについて伺います。結果ですが、平均正答率、静岡県と本町の比較、国語A、国語B、算数A、算数B、理科について伺います。

質問は以上です。町長、教育長、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの杉山広充君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、杉山議員に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、現在実施をしておりますR G授業についての目的、メリット、デメリットについてであります。

平成26年度に策定をいたしました川根本町学校教育ビジョンにおける学力向上ネットワークプランにより、一人一人の自立に向けたキャリア教育と学校間の連携による授業実践、R G授業を二つの大きな柱として展開し、子供たちの生きる力を育むとともに、確かな学力の定着を図って、今年で4年目を迎えております。

このR G授業の目的といたしまして、教職員を最大限に生かした最適人数による授業実践、教職員一人一人の指導力の向上があります。

現在の小規模校のよさを生かしつつ、小規模校のデメリットを克服するためR G授業を行っているところであります。

2点目の質問でありました現在の小学校4校、中学校2校での学校体制について、子育て世代の町民、小・中学生の保護者、町民の声の吸い上げを、いつ、どこで、どのように行うのかについてお答えをさせていただきます。

本年7月に、川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会を立ち上げました。これは学校教育ビジョンの制定から3年が、また教育大綱の制定から2年が経過しようとする中で、現行制度を検証し、課題抽出を行うとともに、今後の少子化社会に対応すべき町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の連携による教育制度のあり方を調査、研究、協議し、今後の学校教育の方向性を見出すために設置したものであります。この協議会の中で、御意見を吸い上げ、どのようにするかを含めて検討していくというふうに考えております。

次に、川根本町公営塾、教育委員会組織等につきましては、担当課長並びに教育長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、杉山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、川根本町公営塾の状況であります。9月3日現在、日常の登録者について、中学3年生が21人、高校1年生が21人、高校2年生が16人、高校3年生が12人の計70人が登録し、指導を受けております。

また、夏休みの8月1日から8月27日まで開講いたしました夏季の講習会には、中学1年生22名、中学2年生18名の計40名が受講しております。

受講者からは、個別に指導を受けることができ、勉強の仕方も教えてもらったとか、川根高校以外の高校に進学している生徒からも、高校の近くの塾だと帰りの電車がなくなる、町内にあるので便利というような意見を聞いているところでございます。

次に、現在の教育委員会組織についてお答えをさせていただきます。

現在、教育長及び3名の教育委員により組織をさせていただいております。また、川根本町教育委員会事務局組織規則により、教育総務課及び社会教育課を設置し、事務を行っております。現状では1名、保護者代表の教育委員が欠員となっております。これは教育委員の職務や服务内容からしかるべき人選に苦慮しているためであり、早期に人選できるよう対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてお答えをさせていただきます。

平成30年4月17日火曜日に、全国の小学校6年生104万3,420人、中学校3年生100万8,090人を対象に全国学力・学習状況調査が実施され、公立小学校では全国103万25人、県内3万1,083人、川根本町24人が受験し、また公立中学校においては全国96万6,964人、県内2万

9,643人、川根本町では29人が受験をしております。

現在、その調査結果が全国及び静岡県において、既に公表されておりますが、当町においては、現在、公表に向け結果の分析を行っているところでございます。

昨年度は、10月20日付で地区回覧等により公表させていただきましたが、今年度はそれよりも早期に公表できるよう準備しておりますので、もう少しお待ちいただきたいところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、RG授業の目的、メリット、デメリット等について説明いただきました。ありがとうございました。

私は、このRG授業は子供たちにとって非常に楽しいものだと思っております。多くの子供たちが直接顔を合わせて学ぶことができるからです。授業の問題解決の場において、自分の考えを出す。また、多くの友達のいろんな考え、思いを聞く。そして、再び自分の考えを出していく。このようにして友達と協力し合って、考えを練り合い高めていく、このことができるからです。

子供たちが、多くの子供たちと授業の場において、その他の生活の場において、かかわり合い、学校生活を楽しむ、これらを通して自分自身を成長させていくことが最も大切なことだと考えています。

平成29年度、昨年12月には、RG授業についての評価をしたことと思っております。RG授業推進事業構想に明記されております。その一つとして、児童・生徒対象のアンケート、教職員対象のアンケートを実施したと聞いております。このアンケートで、子供たちの、先生方のどのような思い、意見が出されたのか、簡潔で結構です。お答え願いたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

29年度の取り組みの成果として自分の思いや考えを伸び伸びと表現できるようになった児童の姿が認められる。人数が増えても臆することなく、考え、表現することのできる児童が増加傾向にあることがうかがえる。小学校のころからRG授業に取り組んでいるために、人間関係形成能力が高まっており、子供が授業に集中できていることから、授業の狙いの達成度に関する子供の意識がおおむね良好であった。

また、教員に見られた成果としまして、RG授業や作業部会で他の先生方の手だてや授業づくりなどを学んだことは、自分の授業づくりの視野を広めることにつながったものである。RG経験が豊かな先生は、教科の選択から適正人数まで効果的で無理のないスタイルを確立することができたなどの意見が寄せられております。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） ありがとうございました。

今、子供たちの思いですか、自分の思いを発表することができる、または考えを表現することができる、また人間関係がうまくいくとか。あと、先生方も手だてですね、他の先生の手だてがよくわかるとか、授業等に役立ったとか等々出されました。

私のほうへも子供たちの声が届いております。そのナンバーワンは、R G授業がおもしろいと。それで、多くの友達と学習すると楽しいと、このところなんですね。そういう子供たちの声が私のほうへ響いてきます。

私が最も大切にしたい、しなければならない、それは子供たちの声だと思います。勉強する子供たちだと思います。このことは冷静に考えれば、当然のことと思われまます。

私は、一般質問の冒頭、地域の人たち、保護者の皆さんからいただいた生の声を紹介させていただきました。厳しい意見もありました。子供たちが多くの友達と一緒に学習するのが楽しいというならば、いつでも毎日多くの子供たちと学習できる環境をつくってやる。そうすればいいのではないかと、そのように早くするべきだと強く私に訴えてくる保護者もおります。私も少しそのようにも感じております。

本年度4月以降、R G授業において、小学校では、中学校では、どんな教科で、どんな領域で実施されたのでしょうか。本来なら、小学校では国語、算数、社会、理科、中学校では国語、数学、社会、理科、英語において常にいつでも実施されることが望ましいと私は考えております。しかし、これらの教科は、教科の特質、各学校の子供たちの実態、子供たちの理解能力、そして学習の進度等を考えた場合、なかなか難しいことと推察いたします。

以上の事柄を考えて、現在の小学校4校が、中学校2校が一緒になり、統合した場合、どのような在籍人数になるのか、私なりに算定をしてみました。これ現在です。

小学校4校がございます。小学校1年生37名、2学級です。小学校2年生38名、2学級です。小学校3年生26名、1学級。小学校4年生31名、1学級。小学校5年生40名、2学級。小学校6年生25名、1学級。合計、普通クラスが9、特別支援学級が1となります。中学校の場合ですが、中学校1年生が38名、2学級です。中学校2年生が28名、1学級。中学3年生が31名、1学級。そうしますと中学校は、普通学級が4、特別支援学級が1と、こういうこととなります。

また、現在、小学校に入学していない子供の人数を調べてみますと、1学年約20人となっております。単純に計算すると、1校5人程度となります。ある小学校では、何年後かの入学生が一人と聞いております。

さて、私は3月の議会でも教育に関して質問いたしました。その中で私が今後の学校のあり方、そして小学校の統合、中学校の統合について質問しました。その中で特にお願いしたことは、次のことです。今後の学校のあり方については、地域に住んでいる人たちの意見、特に今後本町に住み、頑張っていこうという若者、現在、子育てをしている保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者の皆さんの思いを生の声を吸い上げて、推進して欲しいと。これに対して町長は、皆さんの意見を聞いて、反映させる。教育長は、研究会をつくり、そ

の中できちっと研究をして、それを住民を交えた協議会の中で検討していくと答弁をされております。

では、再度伺います。現在の小学校4校、中学校2校との学校の体制について、子育て世代の町民、小・中学生の保護者、町民の声を吸い上げ、いつ、どこで、どのように行うのか。今年7月20日に示された川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会事業計画書に基づいて答弁をお願いしたいと思います。私のところにその資料がありますけれども、その計画のどこで位置づけられているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 先ほど、町長の答弁でもありましたとおり、本年7月に川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会を立ち上げた、これに関しては先ほど杉山議員のほうからもお話がございました。

その中で、その辺の御意見をどのように吸い上げていくか等も含めて、調査研究をしてみたいと考えておりますので、それにより協議、調整をさせていただければと考えます。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 私、ここに協議会に予定、研究会の予定がございます。その中には位置づけが明確にされておられません。再度お願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） その事業計画の中には、直接的にどこで吸い上げるかというようなものは明記しておりませんが、研究会等の中でどのようにするかも含めて、協議をさせてまいりたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、答弁をいただきましたけれども、この中に研究会と協議会のどういうものかと書かれております。それで、研究会は何を研究するかということも書かれております。今の答弁のように、今私が申し上げたことを確実に位置づけをして、今後進めていただきたいと思っております。

これを見ますと、研究会で研究して、話し合ったことを協議会で話し合う、そういう2段階になっております。だから、研究会の中で確実に位置づけをして、お願いをしたいと思っております。

私は、これなぜ聞くかといいますと、保護者とか地域住民の声をまず吸い上げをお願いしたいと強く思っているからです。よろしくお願いいたします。

次に、教育行政に関して、川根本町公営塾について伺います。

今年の夏に塾を利用した生徒のうち、中学1年生は22人、2年生は18人、計40人ということになります。今、説明ございましたけれども40人ということです。それで、現在、塾に通っている子供たちですか、9月からですね。これお聞きしますと、今の中学1年生、2年生は通うことができないと。教育長、利用できないことができないということを聞いております。

この点について伺います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの杉山議員の質問にお答えをさせていただきます。

今年度、開校いたしました公営塾につきましては、対象者を中学3年生、高校1年生、2年生、3年生と位置づけて、若者交流センター奥流にて開校をしているところでございます。

中学1年生、2年生に関しましては、特別に開講します講習会等に参加をいただくように対応をさせていただいておりますので、現状におきましては中学1年生、2年生は、その講習会を利用いただくこととなります。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今年の夏に利用した中学1年生、2年生が利用できない、通常ですね、9月以降。これ普通に考えたら違和感を感じます。利用する生徒の人数、施設等のスペース等もこれあると思いますが、学習意欲のある中学1年生、2年生が継続して塾で勉強できない、中断されてしまう。これは学習の意欲というんですか、また学力の向上、目指すことからいうとどうかかと考えます。やはり中学1年生、2年生、3年生、そして高校と継続することによって私は学力は伸びていく、また学習意欲が増していく、そのように思っております。

ぜひ、早速、早急によい案を生み出して、検討していただきたいと思います。何か方法があるんじゃないかなと思います。この点について伺います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 先ほども申し上げましたとおり、若者交流センター奥流にて開校しております。スペース的なものもございまして、現状としまして中学3年生以上とさせていただきますので、その辺について御了承いただければと存じます。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今、それはわかっているということで再度申し上げているんですが、わかっています、それは、スペース。じゃ、広いところでやるとか、子供たちのことを思うなら、子供たちの気持ちを受け取って、何とか例えば、ちょっとわかりませんがローテーションをやるとか、施設の広いところでやるとか、中学1年生、2年生のその意欲を潰さないでもらいたいんですよ、塾へ自ら行った。そのようにお願いをしたいと思います。

このことについては、以上で終わりたいと思います。

次に、教育委員会について、制度について再度お伺いしたいと思います。

説明では、現在、教育長及び3名の委員で組織されているということですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は教育長及び4名の委員をもって組織すると明示されております。また、委員には保護者が含まれるようにしなければならないとも規定されています。この委員は、大変大切な委員です。

私はこの保護者である委員が、昨年10月から不在と聞いております。私は、3月の議会

でも、今回も教育行政を進めるには地域住民、特に保護者の思い、それを十二分に吸い上げてほしい、反映してほしいということを強くお願いしております。私は保護者代表の教育委員が一日でも早く任命されることを望みます。いつごろまでに任命される予定か、またつもりなのか、伺います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現状1名の保護者代表の教育委員が欠員となっておりますので、人選に苦慮しているところがございます。早期に人選できるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 早期ということはわかります。去年の10月から今まで約1年を過ぎております。そうですね。そのことはもう言いませんけれども、やはり真剣に考えていけば、私は川根本町の中には人材がいると思います。ぜひお願いしたいと思います。計画的に職務を遂行していただくようお願いしたいと思います。一日も早く教育委員が任命されることを期待しております。よろしく願いいたします。

最後になりました。全国学力テストについて、再度伺います。

説明では、現在、学力テストの考察をしているということ聞いておりますが、1日も早く結果の分析、考察をし、今後の対策をお願いしたいと思います。子供の学力の実態を、特に子供の弱点を把握し、授業改善に役立てる。そういうような調査の主旨を十二分に生かしてほしいと強く思っております。既に8月1日の新聞では、静岡県、静岡市の全国学力テストの結果の一部が公表されております。ぜひ、川根本町でも早く公表をお願いします。

この場合、今からのことになりましたけれども、静岡県と川根本町の結果を平均正答率で、つまり数値で公表していただきたいと思います。なぜかといいますと、数値で示すのが、保護者、地域の人たち、子供たちにとって一番理解しやすいと考えるからです。公表したものが一部の人たちだけ理解できるものであってはなりません。意味がありません。誰にでも理解できるものにしてほしいと思います。学力テストの結果を子供たち、保護者、教師、地域住民が真摯に受けとめ、そして今後の学習に、今後の支援に生かすことが最も大切だと思います。子供たちも悪かったならば、よし頑張ろう、そういう気持ちになります。よかったら、もっと伸ばそうと、そういう気持ちに子供たちはなります。ですから、はっきりわかる形で公表をお願いしたいと思います。

ある町では、学校ごと公表しているというようなところがありますが、それは私は反対します。それはそこまでする必要はないと思います。町全体でいいと思います。

教育界では、学校、家庭、地域の連携によって教育は成り立つ。学校、家庭、地域の連携がなければ、教育は成り立たないと強く言われます。

以上、申し上げました。一言、答弁をお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 教育長、大橋慶土君。

○教育長（大橋慶士君） 今、平均正答率というお話が出ました。杉山議員は、かつて社会科の教員をやられたから統計的なものの見方というのは、よく御存じじゃないかと思えます。

正答率、平均の比較というのは、これは正規分布の場合に非常に有効であるわけです。しかも、先ほどちょっと言った100万人と3万人、そして29人、24人の比較をすることが本当にいいのかという問題が出てきます。これは当然、人数が少ないと偏り等が生まれて、平均が必ずしもその児童・生徒の姿をあらわすとは限りません。それはよく御存じじゃないかと思えます。そして、それを公表することによって、数字がひとり歩きするということが当然あります。ですから、文科省も必ずしも平均正答率を公表しろとは言っておりません。

これは先ほど杉山議員の言われたように、本来ならば、これは校長会等通じて言っておりますけれども、学校が個々の生徒のデータに基づいて、誤答をしたところ、どこに誤りがあるかということをしちっと分析して、個々の児童・生徒ごとに改善をしていくというのが本来の姿であり、これは全国学力・学習調査の目的でもあるわけです。ですから、それを平均正答率を出せという、これは悪いから出すとか、出さないとか、いいから出さないわけではないんです。それによって一喜一憂したって始まらないということです。そして、平均値というのは、実はこれは統計的な検定とればわかるんですけれども、1%か2%の差があっても、それが要するに、いわゆる違いがあるかということ、必ずしも違いはないということも言えます。ですから、これはきちっとして調べなきゃいけない。

そして、なおかつ、いわゆる分布ですね。分布の形態によっても、先ほど正規分布と言いました。正規分布の形は、実際見るとしておりません。それを比較しても、これは単純に平均というのは、計算値に過ぎないということになろうかと思えます。

そういうことを含めて、これは分析をして、どこが弱い、どこを改善すればいいかということ公表させていただきたいと思えます。

○議長（中澤莊也君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 答弁ありがとうございました。

今のお話、よく理解できます。私も社会科統計分析やりましたので、よくわかります。ありがとうございます。

ただ、私が申し上げたいのは、子供たちに自分の立ち位置を明確に教えてもらいたいということです。私は、静岡県の中でどこら辺にいるのか。例えば国語で文章が弱い、算数の計算が弱いじゃなくて、それもあります、それもあります。ただ、どこら辺に位置をするのかということ子供に、もう中学生もわかります、小学校6年でもわかりますので、内々でも結構ですが、教えて、指導に当たってほしいと思えます。

ありがとうございました。要望だけしておきます。今回は教育に関して質問をさせていただきました。

私は、常日ごろ、この教育、教育問題というのは、町の存続に大きくかかわってきているんじゃないかなと思っております、現在ですね。子供たちが少なくなって、いなくなれば、

その地域、地区は消滅をします。そして、川根本町の存続も危うくなってくると思います、将来。ですから、私は今こそ町民、行政、議会が一体となって子供たちのための教育環境、それで学校づくりに全力を尽くすときじゃないかなと思っております。このことは私、常日ごろ強く感じております。それと、保護者がいろんなことを言ってくれるんですよね。ですから、そのことを私たちは真摯に受けとめて、あっ、こういう思いでいるんだ、あっ、こんなことを考えていらっしゃるんだ、素直に受けとめて、それで私たちはどうしていこう、そういう姿勢が私は大切じゃないかなと思います。こういうことを決めた、だから学校でもやれ。保護者もちょっとお願いする。子供もやれ。それでは、子供たちが受け身になってしまいます。教師も受け身になってしまいます。私、感想を述べさせていただきました。

最後に、私の質問に丁寧に答弁してくださいました関係当局の皆様には感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

○議長（中澤莊也君） これで杉山広充君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時20分にしたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 議案第47号 川根本町景観条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第47号、川根本町景観条例の制定についてを議題とします。

本案について、第一常任委員長の報告を求めます。第一常任委員長、石山貴美夫君。

○第一常任委員長（石山貴美夫君） 第一常任委員会の石山でございます。

それでは、本定例会で第一常任委員会に付託されまして事件につきまして、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

9月4日の本会議において、議案第47号、川根本町景観条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

審査は、平成30年9月13日木曜日午前11時30分から零時11分まで審査を実施いたしました。審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室です。出席者は第一常任委員会委員6名全員に

御出席いただきました。また、傍聴者は第二常任委員会の委員6名と、一般の傍聴者が2名でした。また、森副町長をはじめ、議案第47号の説明者として、梶山くらし環境課長、長島環境政策室長の御出席をいただきました。

議案第47号は、本町における良好な景観の形成のため、基本理念を明らかにし、町、町民及び事業者の責務、その他の基本的事項を定めるとともに、景観法の施行に関し、必要な事項を定めることで、豊かな自然と人々の生活が調和した個性豊かで美しく魅力ある景観形成の推進と活力あるまちづくりに資することを目的に制定されるものです。

審査は、担当から条例の制定について詳細な説明を受け、それに対し質疑応答という形で進めていきました。

主たる内容を報告申し上げます。

第一常任委員会の審査報告書の2ページをごらんください。

質問、現在着工されている太陽光発電施設について、本条例の規制対象となるか。

回答、現在着工されている太陽光発電施設については規制対象外である。本条例制定後においても、太陽光発電施設の設置に関して規制できるものではない。景観等に配慮した周辺の緑化について指導していきたい。

質問、条例制定に当たり、建築業者にも周知が必要だと思うが、建築確認等の手続や指導等はどのように行っていくのか。

回答、住宅等の建築確認は町で受理し、県へ進達する流れとなる。景観条例に伴う届け出等は、建築確認申請とあわせて届け出をお願いし、指導・協議することとなる。

質問、資料の景観計画の概要版で、河川の土砂堆積解消のための土砂採取や運搬の様子が及ぼす景観への影響や、森林、茶園、空き家等の適切な管理が必要と記載されているが、条例の制定に伴う今後の対応はということに対して。

回答は、計画にある内容については、町民会議で委員から出された意見であり、頻繁にトラックが河川の中に入り砂利採取や土砂の運搬をしている様子は、周りの景観を損なうおそれがあるため、土砂採取時期や運搬方法など、国・県とも連携し景観に配慮した対応が課題であるということに記載している。また、茶園等についても担当課と連携して対応を進めていくということである。

質問、資料の景観計画概要版で、重点的に景観形成を図る地区として5地区が挙げられているが、個人や団体から重要地区についての情報提供や申請等があった場合にはどのように対応するか。

回答、地元地区などからそういった意見や届け出があった場合には、景観審議会の中で検討されることとなる。

質問、観光補助金の補助率は。

回答、補助率は過疎地域であることから2分の1の補助率となっている。

質問、第24条では景観重要建造物所有者への支援、第25条では重要樹木の指定手続につい

での規定があるが、町で認識している対象物はあるか。

回答、景観計画には掲載していないが、環境基本計画の中で町の文化財や代表的な樹木等については掲載しており、対象物の把握はしている。指定については個人所有のものもあるため、維持管理方法も含め慎重な対応が必要となる。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第47号の委員会付託に関する第一常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号、川根本町景観条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、川根本町景観条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 認定第1号 平成29年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

◎日程第4 認定第2号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別
会計歳入歳出決算認定について

- ◎日程第5 認定第3号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 認定第4号 平成29年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第7 認定第5号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第8 認定第6号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第9 認定第7号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、認定第1号、平成29年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第7号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、坂本政司君。

○決算特別委員長（坂本政司君） 決算特別委員会委員長の坂本でございます。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

9月4日に開会した本定例会において一般会計及び6つの特別会計の決算認定について、議長を除く11名の議員から成る決算特別委員会に付託されました。

9月4日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から平成29年度一般会計及び特別会計の決算状況について総括的な説明や財政の健全化を示す実質公債費比率等の説明を受けました。各課ごとの詳しい審査は9月5日、6日、14日の3日間、役場本庁舎3階の大会議室において、担当課長及び関係職員の出席をいただき行いました。

審査は29年度の決算書及び決算資料による各担当から執行状況の説明のほか、平成29年度の主要事業一覧表から各議員が抽出した46の事業を中心に審査を行い、各担当課から事前に提出いただいた平成29年度事業決算報告書に基づき、事業の目的、現況と問題点、事業効果、決算に対する考察等を御説明いただきました。

委員からはさまざまな質疑、要望、意見等が出され、行政からはそれに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は、提出いただいた詳細な資料や担当課長等の的を射た説明、また委員の皆様方の御協力により、円滑に進めることができました。この場をおかりして御礼を申し上げます。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には、公務御多忙にもかかわらず、委員会に御出席いただき、町の抱える様々な課題等に対しましても、真摯な御答弁をいただきました。

委員会開催日数は3日間でしたが、大変内容の充実した委員会となったことに対し、改め

て厚く御礼を申し上げます。

9月19日には現地調査を行い、帰庁後、一般会計をはじめ6つの決算について委員会での採決を行いました。

採決の結果、次のとおり認定されましたので報告いたします。

認定第1号、平成29年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

認定第2号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

認定第3号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

認定第4号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

認定第5号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

認定第6号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

認定第7号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で原案のとおり認定です。

次に、審査の経過状況の中での質問、意見、要望等について、幾つかを抜粋して報告させていただきます。詳細につきましては、お手元に配付させていただきました決算審査報告書をごらんください。

それでは、審査報告書の2ページをお開きください。

観光課です。

7款、1項、2目、商工業振興費、起業及び事業継続チャレンジ補助金です。

質問、単年度予算の原則において、起業の相談から補助決定まで、申請書類の準備等のスケジュールに合わせる事が課題ということだが、次年度に持ち越してしまう場合の対応は。回答、年度途中からの相談であっても、継続相談で対応している。

質問、職業の違う複数の起業希望者が共同の店舗で起業する場合には、それぞれの起業者が補助の対象となるのか。

回答、今までそのような申請はないが、それぞれの店舗が1事業所としての扱いとなれば対象になると考える。

次行きます。

7款、1項、3目、ユネスコエコパーク推進費、ユネスコエコパーク推進事業。

質問、13節委託料、エコツーリズム推進事業業務委託で65回の事業を実施しているが、委託料の算出根拠は。

回答、平成29年度は1プログラム単位で定額の委託料としている。

質問、委託料を支払うに当たり、委託先の決算状況等を把握しなければ、事業の内容にも踏み込めないと思うが、町の対応は。

回答、委託先の決算状況については、町でも総会に出席し、事業の決算状況を踏まえて予算計上を考えている。

7款、1項、5目、ウッドハウスおろくぼ運営費です。ウッドハウスおろくぼ運営、指定管理委託。

質問、指定管理者に指導勧告通知をしているとのことだが、今後の対応はどうか。

回答、契約は平成28年度から5年間であり、今まで経営改善の指導勧告を5回ほど行っている。8月から管理人も変わり、今後、運営の方向性がどのようになるかわからないが、状況を見て対応していきたい。また、今年度で協定期間開始から3年経過するので、施設の運営状況について検証していきたいと考えている。

7款、1項、8目、音戯の郷運営費です。誘客イベント。

質問、現在1階部分はトーマス関連のイベントの展示をしているが、今後、何か別の展示計画等はあるのか。また、町内のほかの施設のPRを行う考えはないか。

回答、トーマス期間中は、1階部分はトーマス関連の展示に使用しているが、この施設は町のインフォメーション機能を持つ施設であるため、さらにその機能を高めていきたい。また、エコパークの推進もあり関連施設のPRも考えていく。

7款、1項、2目、商工業振興費です。

質問、19節、負担金及び補助金、売れるものづくり事業費補助金の商品開発の内容は。

回答、在来そばの開発関係である。

4ページをごらんください。

農林課、6款、1項、4目、地域農業政策推進事業。耕作放棄地再生利用対策事業補助金、荒廃農地等利活用促進事業費補助金です。

質問、耕作放棄地の再生ということであれば、1年生の農作物をつくった次の年に別の作物をつくることでも補助の対象となるのか。

回答、事業の目的は耕作されていない土地を再生するということであり、農地として再生できていれば補助金対象となる。

6款、1項、5目、茶業推進対策費。川根茶PR事業。

質問、伊豆地域へのPRだが、伊豆を訪れる関東圏の客等に対するPRも積極的に行うべきではないか。

回答、生産者など7団体がグループをつくり、西伊豆町などのイベントなどにも参加し、町内外の人にPRをしている。こういった対応は2年目になる。

6款、1項、8目、茶茗館運営費です。茶名館運営費一般。

質問、事業に対する考察ということで、当施設の役割を認識し事業展開を推進したいとあ

るが、具体的にはどのようなことを考えているのか。

回答、直営となり2年が経過し、入館者も増加している。良質な川根茶を呈茶し、川根茶ファンの拡大とともに、消費の拡大に努めるという目標を持って事業を進めている。

次に、5ページをごらんください。

6款、2項、4目、町有林管理費です。

質問、所有者不明の山林や土地等の管理についての今後の対応について。

回答、森林経営管理法に基づき管理することになる。財源は平成31年度から交付される森林環境譲与税を充てて対応することになると思うが、同税の使途は林業振興対策協議会で検討をしているということです。

6ページをごらんください。

企画課です。

2款、2項、1目、企画総務費、地方創生推進事業。

質問、特産品による食のプロモーションとはどのようなことか。

回答、食というテーマで、ふるさと納税の推進ができないかということで、吉田町のウナギと当町の自然薯を使った商品レシピをつくっていただき、創業支援のための講座を開いた。

その下になりますが、問いとして、ウエルネスツーリズムの冊子「脱・日常」の活用方法は。

回答、観光協会や商工会の会員、町の出先機関、自治会にも配布して活用してもらっている。職員が研修先で配布して町のPRも行ってもらっている。移住定住ガイドとあわせてホームページにも掲載している。

2款、2項、2目、まちづくり事業費です。

質問、空き家が増加傾向にあるということだが、何軒かまとまったモデル的な地区をつくってはどうか。商店街の維持も大事ではないか。

回答、所有者から申し出ていただくよう広報やチラシで呼びかけているが、まだ登録数が少ない。

少し飛びますが、地域おこし協力隊です。

質問、役場の他課でも地域おこし協力隊を雇うことも考えられるということだが、具体的に計画はあるか。

回答、当町では、木材の活用ということで現在1名が活動している。各課の課題からテーマを提案してもらい募集することができる。地域おこし協力隊の定住率は高く、地域で起業してもらえるように各課と連携していきたい。

2款、2項、2目のまちづくり事業費です。

質問、お試し住宅の利用状況は。

回答、募集開始は本年7月から実施した。横浜からの利用が1件あった。委託先のかわね来風、エコティかわね及び町で対応している。

同じく2款、2項、2目ですが、質問、結婚、出産祝い金を増額する考えは。

回答、抜本的な解決策は違うところにある。一過性のものとなってはいけない。財政担当とも協議する。

その下ですが、質問、川根お茶街道推進協議会補助金にある首都圏の東京都板橋区でのPR事業の内容は。

回答、茶業青年団が中心となってお茶のPR、販売ということで行っている。お茶や他の地場産品を持ち込み販売したり観光パンフレットを配布したりしている。大変好評である。

8ページになります。高齢者福祉課です。

3款、1項、3目、高齢者福祉費、外出支援サービス事業。

質問、外出支援サービスの利用実績の推移は。

回答、平成29年度は実利用者246名、延べ利用者3,937名、利用者は増加傾向である。運転免許返納者が増えることによる対応は、関係課とも協議しながら進めていく必要がある。

同じく3款、1項、3目の高齢者福祉費になります。

質問、緊急通報システムサービス事業の対象者は。

回答、対象は在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし、もしくは寝たきりや重度の障害のある方と65歳以上の方で構成する世帯等である。平成29年度の登録者は120人、通報の実績は真報が15件あった。

5款、2項、1目、包括的支援事業及び任意事業費。

質問、認知症初期集中支援推進事業、認知症サポーター養成講座を2回開催し、82名が参加しているということだが受講者の内訳と受講後の活動は。

回答、各地区は平成22年度から回っている。中学生は社会福祉協議会で福祉教育の一コマとして養成講座を開催している。受講後の活動は、話し相手ボランティアや見守りネットワークなどで活躍している。

10ページになります。建設課です。

8款、1項、1目、土木総務費。

空き家対策事業の中で、質問、空き家等対策協議会の機能と役割は。

回答、役割は空き家対策に関する計画の策定と改正及び危険空き家の認定等。危険空き家の調査は平成26年度に実施した。今後は、地元への情報収集などから調査を行っていく予定。

その下です。TOUKAI-0総合支援事業。

質問、負担金補助及び交付金事業の対象となる物件は。

回答、昭和56年5月1日以前に建設された建物である。

6款、1項、10目、地籍調査事業費です。

質問、現在の地籍調査対象地区はどこか。

回答、調査測量業務対象地区が上長尾地区、支援業務が水川地区である。

6款、2項、5目、林道費。

質問、14節使用料及び賃借料、成績評定システムとは何か。

回答、検査結果の採点を行うシステムである。農林土木工事ははじめ公共土木工事の採点にも用いている。

8款、1項、1目、土木総務費、13節委託料です。

質問、道路台帳更新委託料に関して道路台帳の内容は。

町道として管理している道路の延長、幅員など、仕様及び路線図である。橋梁、トンネルなども含まれ、改良があった場合には修正をしている。普通交付税の算定基礎となるものである。

8款、2項、1目、道路維持費、19節です。

質問、負担金補助及び交付金、道路愛護作業費補助金で整備しきれなかった場合の対応は。

回答、地区要望に基づいて補助金対応しているが、町への事業要望で対応する例も見られる。

8款、3項、4目、砂防費。

質問、19節の負担金補助及び交付金です。急傾斜地の事業対象となる優先順位の決定方法は。

回答、対策が必要な箇所について、地元要望を受けながら県に要望を上げる。

12ページに行きます。

健康福祉課です。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、社会福祉協議会事業費補助金。

質問、福祉総合相談事業の相談件数は何件か。

回答、年間30件を見込み、平成29年度は25件の相談があった。

3款、1項、2目、心身障がい者福祉費。

質問、月ごとの給付の件数と給付額の関係等を確認する。

サービス利用者は56名で、1人の利用者が複数のサービスを利用する場合がある。利用件数に単価を乗じて給付している。

腎臓機能障がい者通院費助成。

質問、訪問看護事業が開始されたことと人工透析との関連について。

回答です。自宅における人工透析を行うには、医師と患者との相談、自宅の環境整備による。訪問看護においては、そのサポートができる体制は整っている。

同じく3款、1項、2目です。心身障がい者福祉費。

質問、20節扶助費、精神障害者医療費扶助は障害者手帳を有している者に対する医療費扶助制度なのか。

回答、手帳の有無には関係なく、精神科に入院されている方を対象としている。

3款、2項、2目、児童福祉費です。

質問、20節扶助費、委託児童保育所施設型給付費の内容は。

回答、川根本町に住所がある子供が他市町の保育所を利用する場合の支弁である。

3款、2項、3目、子育て支援対策費です。

質問、放課後児童クラブの利用者数は。

回答、登録者数は本川根児童クラブ29名、中川根児童クラブ36名で、登録のみで利用していない児童もいるということです。

2款、1項、1目、医業費です。

質問、13節委託料で、遠隔診療の利用者数は。

回答、平成29年度は138名である。

14ページです。教育総務課です。

10款、1項、3目、教育諸費。

町立学校ICT教育推進事業。

質問、児童生徒に配付されているタブレットは家庭に持ち帰っているのか。

回答、現在は持ち帰っていない。持ち帰って使用するためのルールづくりが必要。各家庭のWi-Fi環境の整備をどうするかなども含めて協議会で協議している。

質問、モラル教育は大事である。家庭での学習にも活用できるようになれば、教育のレベルも上がっていくと思うが。

回答、モラル教育の重要性は認識している。親に対する説明等も必要になる。

10款、1項、4目、通学バス等運営費、通学バス運行事業です。

質問、13節委託料、通学バス運行管理業務委託の校外活動運行管理の内容は。

回答、児童生徒の登下校以外で、小中学校での課外活動や中学校の部活動等でスクールバスで対応できるものについて別業務として委託している。

10款、1項、5目、若者交流センター運営費です。

質問、全国公募について、県や高校との連携についてどのように対応しているか。

回答、高校と県高校教育課と町との構成する魅力化連絡会で検討している。PR用ホームページの作成など、県の若手職員がプロジェクトチームを立ち上げ取り組んでいただいている。また、公営塾運営受託事業者の協力を得て説明会の開催を協議したり、町の職員がとうきょう川根の会などの総会に出向いてPRを行っている。

質問、決算に対する考察で、3つの寄宿舍の合理化に向けての検討が必要であるが、どう進めていくのか。

回答、3つの施設運営に約1億円の運営費が必要となっており、財政的に厳しい状況の中で、経費の削減を含めて検討していかなければならない。

次に、10款、2項、1目、学校管理費です。

質問、小学校校舎の建設年度と現在の修繕等の対応状況は。

回答、中川根第一小学校と本川根小学校が昭和47年3月竣工で一番古くなっている。日々、管理、確認を行い、不備がある場合には早急に対応している。普通教室へのエアコン設置率

は100%。

10款、2項、2目、教育振興費。

質問、20節の扶助費です。来年度から寸又峡路線バスが廃止となる見込みだが、その対応状況と遠距離通学費助成額との整合性をどのように図るか。

回答、平成31年度は大間地区からの通学者は小学生が1名となる。関係課と相談し、不備のないように対応していきたい。距離的な問題もあり、現在の遠距離通学助成対象者と同じ扱いとすることはできないが、児童がしっかり通学できるように支援していく。

10款、5項、4目、学校給食施設費。

質問、給食費の未払い状況は。

回答、平成12年から未払いが発生している。滞納者数及び額は209万5,109円で18名。多額の滞納者は平成17年度から平成24年度分で56万4,265円であるということ。

16ページをお願いします。社会教育課です。

10款、4項、3目、資料館運営費、資料館やまびこの運営管理。

質問、事業決算に対する考察の説明で、資料館の職員の努力に対する担当課としての評価を詳しく伺いたい。

回答、南アルプスユネスコエコパーク情報発信拠点施設でもあり、光岳周辺の展示も充実している。職員の知識も豊富であり、環境学習プログラムに入れ込んだりして事業展開をしていきたい。

10款、4項、4目、文化会館運営費、13節委託料です。

質問、自主パートナー業務委託とまんてんプロジェクト業務委託の委託業者が同じ業者だが二重の契約になっているのではないか。

回答、自主事業パートナー業務委託は3年契約となっている。まんてんプロジェクト業務委託は、国の外郭団体の地域創造からの助成を受け、別事業として実施している。

17ページをごらんください。

10款、4項、2目、生涯学習推進費です。

質問、13節委託料、家庭教育学級の活動内容は。

回答、幼稚園、各小中学校の児童生徒の保護者が対象で全体で76人。各学校単位で研修事業を行ったり、年2回の合同研修会等を実施している。

10款、5項、1目、保健体育総務費。

質問、19節負担金補助及び交付金です。川根地区カヌー競技振興会補助金の内容は。

回答、川根本町と島田市が補助金を支出しており、川根高校が事務局となっている。川根高校のカヌー競技に係る費用等に対する補助である。

10款、5項、3目、海洋センター運営費。

質問、B&G財団では、施設整備に対する補助率がランク分けされていると思うが、当施設の現在の状況は。

回答、平成29年度は、事業費の70%の補助を受けられる特Aランクになっている。

18ページをごらんください。情報政策課です。

2款、3項、1目、情報政策費、地域情報化の推進、ICT利活用と維持管理業務。
質問、停電時における災害対策としての情報伝達手段について。

回答、総務課防災担当と調整をし、特に夜間については広報車や消防団による巡回広報等を検討している。

質問、かわねフォンの不具合対応件数について。

回答、1カ月当たり10件以上である。半数程度が情報政策課との電話対応で解決できる内容のものであり、対応できない事案は事業者対応としている。

質問、かわねフォン利用状況について。

回答、かわねフォン同士の通話は1日当たり1,000件程度である。月3万件程度で、多い月は5万件程度となっている。

ICT教育環境整備事業。

質問、Wi-Fiは小学校・中学校のグラウンドで使用できる環境が整っているか。

回答、小・中学校のグラウンドのほぼ全域で使用できる環境となっている。

19ページに行きます。

2款、3項、1目、情報政策費。

質問、携帯電話伝送路共架料とは何か。

回答、当町で整備した下泉・文沢間の光ファイバーを、携帯電話基地局を結ぶ伝送路として利用していただいているものである。

20ページをごらんください。税務住民課です。

2款、7項、1目、戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付事業。

質問、コンビニエンスストアで発行できる証明書等は何か。

回答、戸籍謄・抄本、印鑑証明、住民票の4種類である。

質問、コンビニエンスストアで交付を行うことの必要性はどうか。

回答、町外に居住している方がわざわざ役場窓口に来て申請を行わなくてもマイナンバーカードを所持していれば、全国どこのコンビニエンスストアでも受け取ることができる。カードの普及に努めている。

2款、6項、1目、税務総務費です。

質問、入湯税の徴収方法及び滞納繰越について。

回答、入湯税は旅館業の方が入浴者から預かった入湯税を間接的に納付する手順である。滞納繰越分は、平成21年度分から平成28年度分まで滞納繰越額は156万4,050円である。時効が成立しないように心がけて対応している。

21ページをごらんください。会計課です。

2款、1項、11目、会計管理費。

質問、会計管理者として、委託、工事等の検査業務の頻度はどの程度あるのか。

回答、検査監の業務として、契約書類等の確認のほか、委託業務の検査や現場での備品納入検査や工事の完成検査などがあり、最近では年間200件程度の検査を行っている。

22ページをごらんください。総務課です。

2款、1項、4目、財産管理費、元桑の実宿舍隣接土地購入事業です。

質問、17節公有財産購入費、土地の購入に当たり、不動産鑑定評価を実施したか。

回答、実施していない。当該土地の過去の取引価格を参考に決定し購入した。

2款、1項、2目、文書管理費です。

質問、14節使用料及び賃借料について。コピー機のリース契約期間は、1社との契約となっているのか。

回答、契約期間は5年である。契約相手先は富士ゼロックス社で、文書管理ソフトの利便性及び事務効率性、価格も精査して契約している。

2款、1項、9目、自治会振興費。

質問、コミュニティ施設の維持管理で、地区からの要望による集会所の営繕工事の対応状況はどうか。

回答、当年度に受け付けた要望から優先順位を決めて対応している。予算枠の都合で要望全てに対応したわけではない。平成31年度からは前年度に要望を受け、予算に計上していきたい。

23ページになります。

9款、1項、4目、災害対策費です。

質問、停電時にはかわねフォンが使えないので、かわねフォンを用いて停電している地区に対する告知ができない。他の方法を検討するべきである。

回答、広報車による伝達も実施している。避難所自体が停電することも想定され、発電機の配備なども含めて検討していく。

質問、本川根中学校に配備した簡易トイレはどういうものか。和式トイレを簡易に洋式化するための用具は配備されているのか。

回答、簡易組み立て式の個室トイレである。和式トイレを簡易に洋式化する用具は既に配備をしてある。

24ページ行きます。くらし環境課。

2款、5項、1目、環境総務費です。大井川沿線・景観伐採集計整備事業。

質問、景観や修景を整備していく事業は観光的要素が強い。伐採だけでなく、景観を形成するための銘木、巨木、美林などの保護についてはどう考えているか。

回答、景観計画でも景観重要樹木という位置づけがある。残すべき樹木の指定など検討していく。樹木については、観光のための景観だけでなく防災的側面もあるので、複数の要素を考慮して対応していく。

2 款、5 項、2 目、路線バス対策費、デマンドタクシー運行管理業務及び町営バス南部路線運行管理業務です。

質問、停留所が複数ある地区も存在する。高齢者の足の確保という視点も重要であり、他市町の例なども含めて検討されたい。

回答、道路関係や警察関係の法令などと照らし合わせて対応を検討していく。

質問、高齢者の利用を想定して、バス停の路線案内をわかりやすく表示すべきである。

回答、久野脇行きと原山行きのバスを 1 台の車両で運行しているためわかりにくくなっているのが原因と思われる。わかりやすい路線案内の整備を検討していきたい。

2 款、5 項、1 目、環境総務費です。

質問、19 節負担金補助及び交付金です。クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の補助率は。また、今後、蓄電池を補助の対象としていくか予定は。

回答、導入機器ごとに補助金の基準及び上限がある。蓄電池については現在は対象外だが、今後検討していく。太陽光発電は上限が 4 キロワット、最大 20 万円、太陽熱温水器は 1 件 5 万円などがある。

25 ページをお願いします。

2 款、5 項、1 目。

質問、13 節委託料について。カーボンマネジメント事業業務委託の診断結果について。

回答、結果は報告書としてまとめている。5 カ年事業で、機器の更新をした場合の省エネ効果などを踏まえて、今後の対応は検討していく。スケジュールとしては、29 年度調査、30 年度で実施設計、31 年度と 32 年度に機器更新を行う予定である。

次に、4 款、1 項、6 目、環境衛生費です。

質問、15 節工事請負費について、旧ごみ焼却場の解体工事による産業廃棄物の最終処分は町内で行ったか。

回答、処分場はマニフェスト伝票で確認している。全て町外処理である。

次、簡易水道事業特別会計に行きます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費。

質問、13 節委託料です。公営企業会計の移行の状況と今後の整備計画について。

回答、平成 28 年度に公営企業への移行シミュレーションを行った。移行した場合に費用の増加が見込まれ経営上不利益となる見込み。移行時期は未定としており、整備計画は新小長井配水池の後に崎平配水池の整備を予定しているが、それ以降の計画は未定である。

なお、現地調査については 9 月 19 日、以下の 4 カ所について行いました。

以上のとおり報告いたします。

今回の委員会で審議されたことについて、次年度の予算や町の施策に反映されることを期待いたします。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には、円滑な委員会運営ができましたことを

感謝申し上げます。

決算特別委員会の委員長の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから、認定第1号、平成29年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成29年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、認定第1号、平成29年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、認定第2号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。



◎日程第10 認定第8号 平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(中澤莊也君) 日程第10、認定第8号、平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、坂本政司君。

○決算特別委員長(坂本政司君) それでは、もうしばらくおつき合ください。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

9月4日に開会した本定例会において平成30年3月31日をもって解散した川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、議長を除く11名の議員から成る決算特別委員会に付託されました。

詳しい審査は9月19日、役場本庁舎3階の大会議室において、担当課長及び関係職員の出席をいただき、平成29年度の決算書及び決算資料により、くらし環境課から執行状況などの御説明をいただきました。

委員からは質疑や意見等が出され、くらし環境課からはそれに対する回答のほか、今後のクリーンピュア川根本町の運営に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は詳細な資料や担当課長の的を射た説明、また委員の皆様方の御協力により円滑に進めることができました。この場をおかりして御礼を申し上げます。

説明後には、当会計の決算認定について、平成29年度川根本町一般会計及び特別会計の決算認定に係る採決と合わせて、委員会での採決を行いました。

採決の結果、認定第8号、平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算は全員賛成で原案のとおり認定されましたので報告いたします。

次に、審査の経過状況の中での質問、意見、要望等について報告させていただきます。詳細につきましては、お手元に配付させていただきました川根地区広域施設組合の決算審査報告書をごらんください。

なお、報告に入る前にちょっと訂正をお願いしたい箇所がありますのでお願いします。

まず、2ページの9月19日(金)となっておりますが、これ水曜日です。水曜日の誤りで

すので訂正をお願いします。

それと3ページ目の同じく9月19日（木）と、これはなっておりますが、これも水曜日。それと時間のほうですが、2時46分から午後1時53分となっておりますが、2時53分の誤りですので訂正をお願いいたします。

それでは、審査報告書に基づき報告をさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。くらし環境課です。

質問、29年度打ち切り決算における剰余金と30年度における組合解散対策費の約360万円の内訳について。

回答、360万円の内訳は、打ち切り決算に伴い3月31日までに支出できなかった3月分の施設管理委託料、電気料等光熱水費、消耗品等の支払いを町一般会計で行っている。その費用を平成29年度打ち切り決算における剰余金から差し引いた金額が最終精算額であり、島田市と案分することになる。

その下ですが、質問、他の費目が減少しているのに、電気料金が減少していない理由は何か。

回答、電気料金の値上がりによるものと電気料金内訳の中にある燃料費調整額の引き上げによるものである。

質問、物件費の減少幅は想定に近いものであったのか。

回答、想定に近い状況である。包括的業務委託事業者とさらなる削減方法を検討しているところである。

質問、地元との協議などの工程を明確にすることが必要と思われるがどうか。

回答、時期的なものは説明できないが、経過説明はしていきたい。

質問、平成34年度以降の運営についても対応していく必要があると思うがどうか。

回答、経過説明をしていく。

以上であります。

以上のおり報告いたします。今回の委員会で審議されたことについて、今後のクリーンピュア川根本町の円滑な運営に反映されることを期待いたします。

以上で、平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定に係る決算特別委員会の委員長の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから、認定第8号、平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、認定第8号、平成29年度川根地区広域施設組合一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。



◎日程第11 川根本町議会議員派遣の件

○議長（中澤莊也君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりであります。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件とおりに決定いたしました。



◎日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期等議会の運営に関する事項について継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎日程第13 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（中澤莊也君） 日程第13、広報委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（中澤莊也君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申請書のとおり閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉 会

○議長（中澤莊也君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
これをもちまして平成30年第3回川根本町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 3時29分